

二宮町役場新庁舎建設

基本構想・基本計画（案）

基本構想

1. 前提条件の整理.....	1
1-1 これまでの背景・経緯.....	1
1-2 上位計画・関連計画等.....	2
1-3 町民アンケート.....	5
1-4 現庁舎の現状と課題.....	7
1-5 庁舎建設の必要性.....	10
2. 新庁舎整備の基本理念と基本的な考え方.....	11
2-1 基本理念.....	11
2-2 基本的な考え方.....	11

基本計画

3. 新庁舎の機能（性能）.....	15
3-1 防災機能.....	15
3-2 町民機能.....	17
3-3 執務機能.....	20
3-4 環境性能.....	22
3-5 議会機能.....	24
4. 新庁舎の建設計画の考え方.....	25
4-1 建設場所.....	25
4-2 新庁舎の規模設定.....	31
4-3 新庁舎の必要面積.....	34
4-4 新庁舎の配置計画.....	42
5. 事業計画の考え方.....	43
5-1 概算事業費.....	43
5-2 事業スケジュール.....	45
5-3 財源の検討.....	46
5-4 事業手法の検討.....	48

【参考資料】

各ワーキング検討内容記録

基本構想

1. 前提条件の整理

1-1 これまでの背景・経緯

現庁舎は昭和 53 年 6 月の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきました。しかし、現庁舎は旧耐震基準による建築であるため、耐震脆弱性や施設及び各種設備の老朽化などの多くの問題を抱えています。平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震では役場などの防災拠点自体が損壊し、災害対応に遅れが出るなど大きな問題となりました。

そのような状況を踏まえ、庁舎整備のあり方について検討を重ねてきました。

表 主な経緯

年	月	内容
昭和 50 年	3 月	教育委員会事務所 竣工
昭和 53 年	6 月	現庁舎 竣工
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災の発生
平成 8 年度		現庁舎耐震診断
平成 23 年	3 月	東日本大震災の発生
平成 26 年度		庁舎・設備等評価
平成 28 年	4 月	熊本地震の発生
平成 29 年度		二宮町役場庁舎整備手法調査
平成 30 年	5 月	新庁舎整備に関するアンケート調査

表 施設概要

施設名称	二宮町庁舎	教育委員会事務所
竣工年月日	昭和 53 年 6 月	昭和 50 年 3 月
延床面積	3,207.09 m ²	399.72 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
耐震診断	有（耐震性能不足）	無（調査無）
所在地	二宮 961	二宮 961-27

1-2 上位計画・関連計画等

本計画の上位計画・関連計画は次のとおりです。

(1) 第5次二宮町総合計画

「第5次二宮町総合計画」は、まちづくりのための総合的な指針であり、町政運営をはじめ、本町が策定する各種計画・施策等のまちづくり、町民が安心して豊かに暮らせるための町民活動の指針です。

基本構想では、まちづくりの方向性として、防災対策の向上や戦略的行政運営を位置づけるとともに、土地利用構想において生涯学習センターラディアン（以下、「ラディアン」という。）周辺を文化拠点として位置づけています。

中期基本計画では、災害や犯罪に備える地域づくりや公共施設の総合的なマネジメントとコンパクトさを活かした暮らしやすいまちづくり、戦略的な自治体運営及びスリムな財政運営の推進を重点的方針に位置づけています。

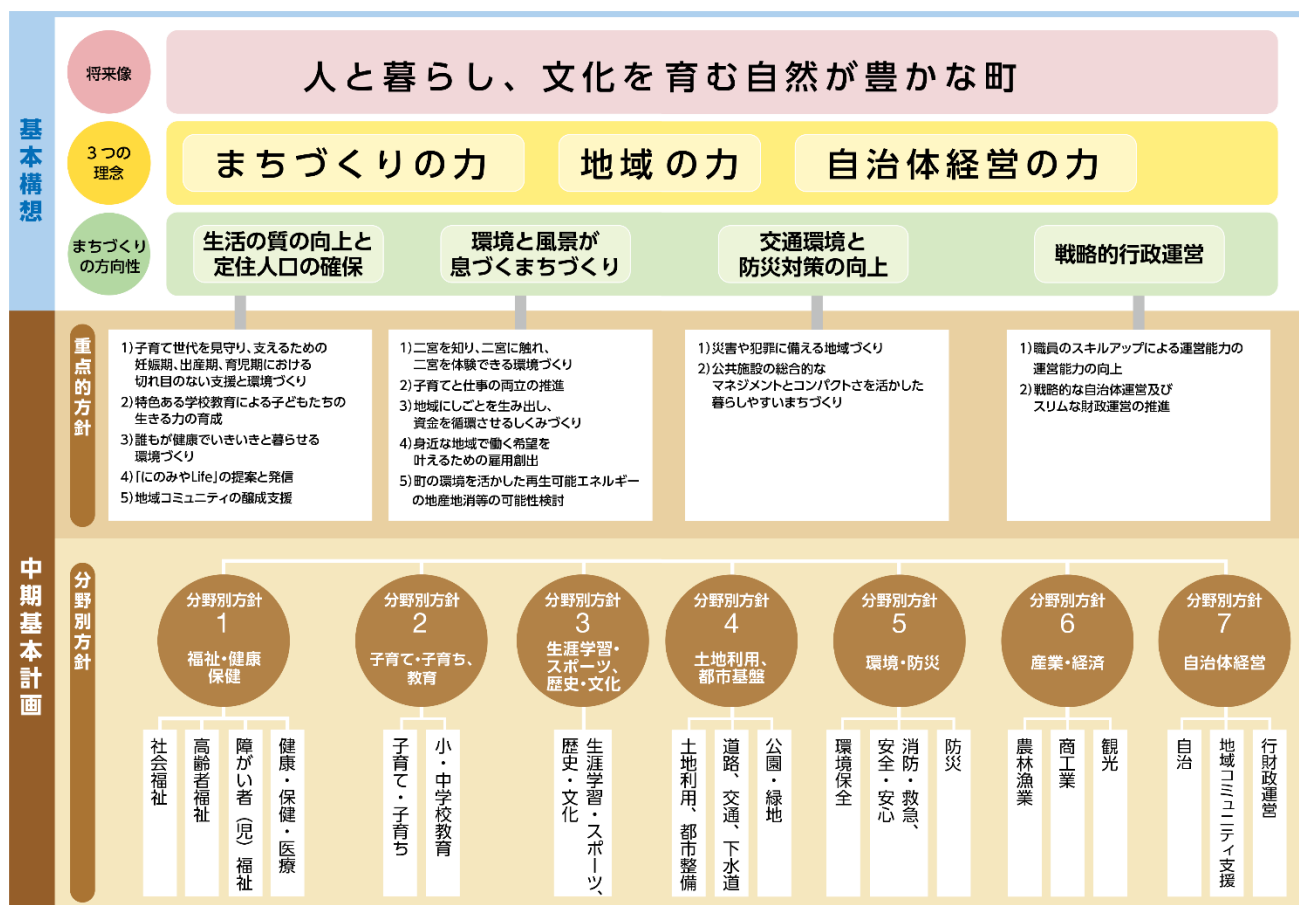


図 第5次二宮町総合計画 施策体系

(2) 二宮町都市計画マスタープラン

長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画です。

土地利用の基本方針において、役場やラディアン等が立地する地区については、適切な土地利用誘導による行政サービス施設の集積を進め、利便性の向上を図るとしています。

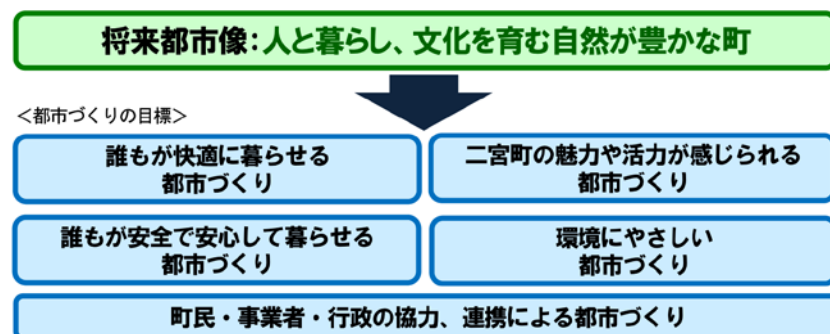


図 二宮町都市計画マスタープラン 将来都市像・都市づくりの目標

(3) 二宮町地域防災計画

二宮町地域防災計画は、防災に関する町や関係機関が処理する事務や業務について示しています。

都市の安全性の向上として、建築物等の安全確保対策を掲げ、災害時に応急対策活動等の拠点となる公共施設の耐震診断の実施や、法律等に基づいて施設の耐震化・不燃化構造とするよう努めることとしています。また、災害時応急活動事前対策の充実として、災害対策本部の強化を図るため防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めることとしています。

(4) 二宮町公共施設再配置に関する基本方針

町の全ての公共施設を維持・更新していくことは困難であることから、町の将来人口推計と財政見通しを踏まえ、効率的かつ効果的な公共施設の再配置を検討していくため公共施設のあり方、方向性に関して「公共施設三原則」と「4つの基本方針」を定めています。

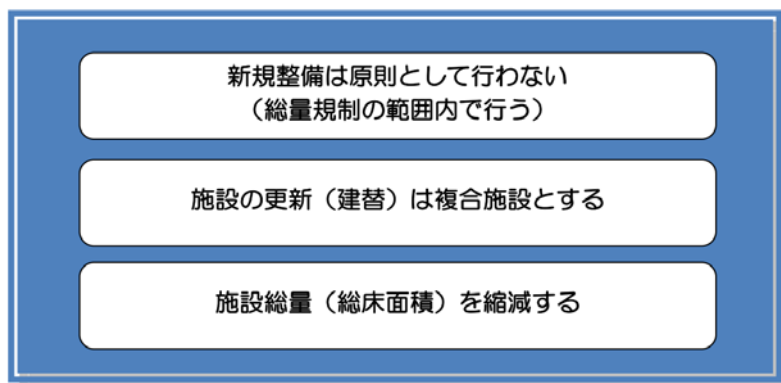


図 公共施設三原則

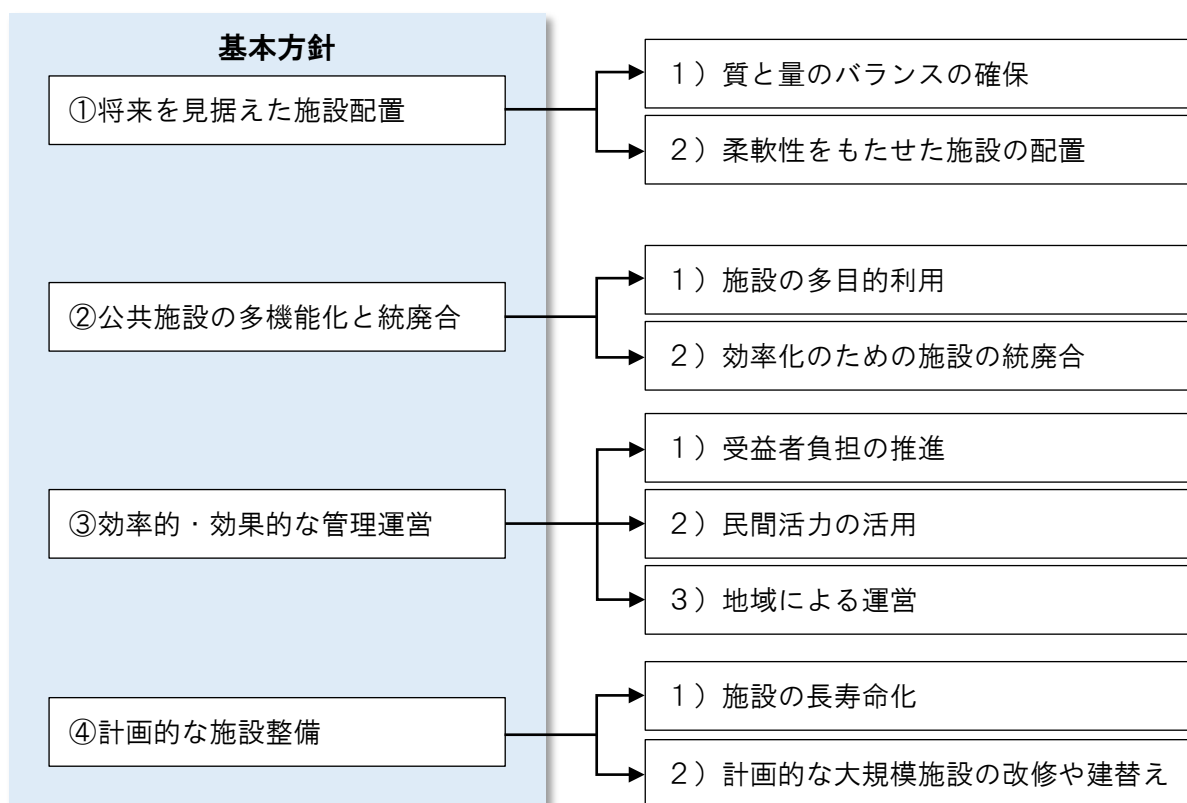


図 4つの基本方針

1-3 町民アンケート

平成 30 年 5 月に、二宮町役場新庁舎整備に対する町民の意見を把握することを目的として、新庁舎整備に関するアンケート調査を実施しました。

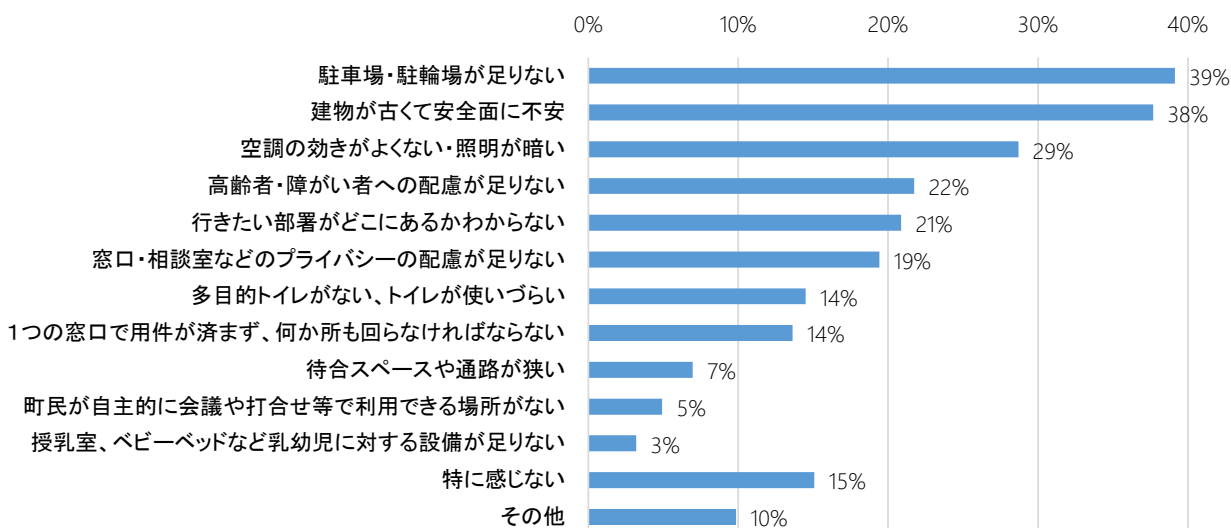
表 二宮町役場 新庁舎整備に関するアンケート調査概要

項目	内容
調査対象	満 18 歳以上の無作為に抽出した町民 1,000 人 (平成 30 年 4 月 13 日現在の住民基本台帳より)
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	平成 30 年 5 月 1 日 (火) ~平成 30 年 5 月 18 日 (金) ※ 但し、調査結果には 5 月 28 日 (月) 到着分までを集計
回収状況	回収率：36.2% (配布数：1,000 通)

(1) 現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点

現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点として、「駐車場・駐輪場が足りない (39%)」や「建物が古くて安全面に不安がある (38%)」が特に多く挙げられ、次いで「空調の効きがよくない・照明が暗い・照明が暗い (29%)」といった回答が多くありました。

図 現在の役場庁舎を訪れて不便に感じた点

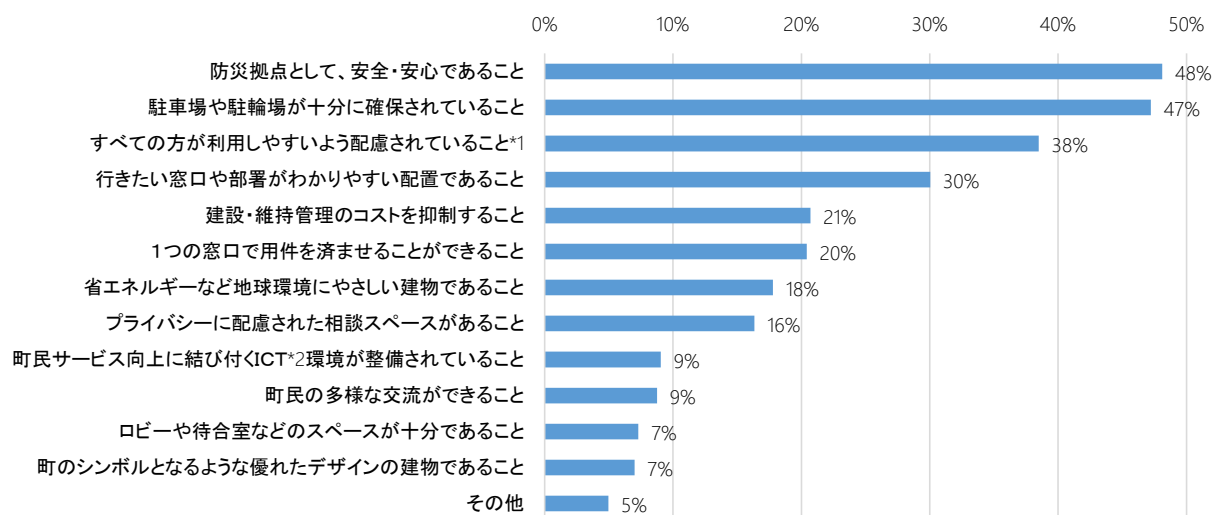


回答者数=345人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可

(2) 新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視すること

新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視することとして「防災の拠点として、安全・安心であること（48%）」や「駐車場や駐輪場が十分に確保されていること（47%）」との回答が多く、「すべての方が利用しやすいよう配慮されていること（バリアフリーやユニバーサルデザイン）（38%）」が必要という回答も、次いで多くありました。

図 新庁舎の建設にあたり求めるもの、重要視すること

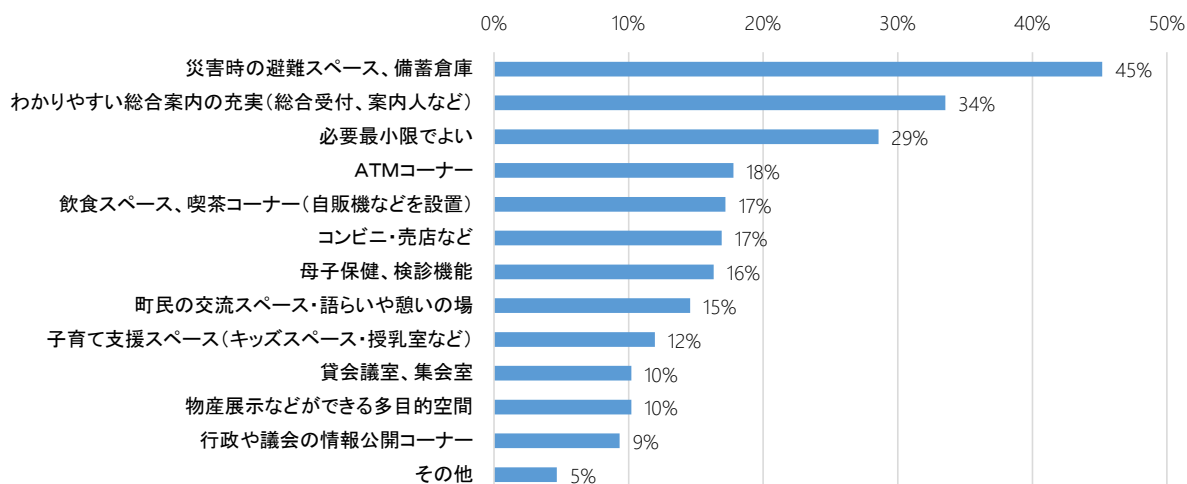


回答者数=343人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可 *1バリアフリーやユニバーサルデザイン *2情報通信技術

(3) 新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）

新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）としては「災害時の避難スペース、備蓄倉庫（45%）」との回答が最も多く、次いで「わかりやすい総合案内の充実（総合受付、案内人など）（34%）」、「必要最小限でよい（29%）」が多くありました。

図 新庁舎の建設にあたり加えたい機能（施設）



回答者数=343人(無回答・不明・指定数以上の回答を除く)
3つまで複数回答可

1-4 現庁舎の現状と課題

平成 29 年度の二宮町役場庁舎整備手法調査報告書での指摘を踏まえて、現庁舎の抱える課題を以下のようにまとめました。

(1) 耐震性の不足による防災拠点としての機能不足

現庁舎は耐震診断の結果、1 階と 2 階部分の I_s 値¹が 0.41～0.53 という値であったことから、強度不足により補強が必要と判断されています。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（平成 18 年度国土交通省告示第 184 号・185 号）によって、震度 6～7 程度の規模の地震に対する評価について以下のとおり定められています。

表 構造耐震指標

$I_s < 0.3$	倒壊、又は崩壊する危険性が高い
$0.3 \leq I_s < 0.6$	倒壊、又は崩壊する危険性がある
$0.6 \leq I_s$	倒壊、又は崩壊する危険性が低い

表 現庁舎の耐震結果

	I_s 値	
	X 方向（南北）	Y 方向（東西）
3 階	1.24	1.32
2 階	0.53	0.41
1 階	0.42	0.42

（出典：二宮町庁舎耐震診断報告書 平成 27 年 3 月）

さらに、「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 12 月）では、特に重要な施設である庁舎は構造分類 I 類として構造安全性を通常の 1.5 倍とし、 I_s 値=0.9 以上の耐震性を求めています。耐震診断による現庁舎の I_s 値はこれを大きく下回っていたため、安全性の確保と災害時の災害対策本部として機能する耐震性能の確保が必要となります。

また、耐震診断結果の所見として「二宮町は神奈川県地震防災対策強化地域に指定されているが、敷地形状、建物の形状、材料強度に問題があり、重要公共建築物としての耐震性能の確保は困難な建物である。」と耐震補強を行う場合の重要な課題が指摘されています。

二宮町地域防災計画では、災害発生時、役場庁舎内に災害対策本部を設置するとしていますが、耐震診断の結果から、現状では防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震性能を有していないことや災害対策本部設置に必要な自家発電機能の確保も不十分な状況のため、震度 6 以上の大地震が発生した場合、継続的な利用ができないことが懸念されます。

¹ I_s 値：構造耐震指標。建築物の耐震性能を表す指標で、その値が大きいほど耐震性能が高い。

(2) 施設の狭あい化や分散による行政サービスの低下

町民利用が多い1階は、窓口や待合スペースが狭く、十分な幅員とはいえない通路に来庁者用の椅子が置かれているため通行に支障があり、利用者のプライバシー保護の観点からも問題があるといえます。執務環境の面では、執務空間や収納スペース、会議室等の不足により、事務能率が低下しています。

更に、教育委員会事務所や保健センターなどの行政機能が分散化していることにより、1か所で手続きが済まないなど、行政サービスの低下の要因となっています。

今後、多様化する公共サービスの提供も視野に入れたスペースの確保や適切な行政機能の集約化が必要となります。

(3) バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応不足

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」(平成21年10月)では、官公庁施設は障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとされています。しかし、建設当時の水準はきわめて低く、段差解消やスロープ、エスカレーターの設定など部分的に改修を行ってきてはいるものの、バリアフリー新法や神奈川県条例の整備基準に対応できていない状況にあります。

特に問題視されるものとして、現庁舎の敷地特性でもある急勾配の道路からの困難なアクセスが挙げられます。

このほか、誰でも利用しやすい施設とするユニバーサルデザインの観点に立った取り組みとして、わかりやすい案内表示、手すりや誘導設備の設置、多目的トイレや授乳室の整備など、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども等への配慮が必要となります。

(4) 高度情報化社会への対応の限界

現庁舎建設当時と比べ、パソコンやインターネットの導入など、多くの行政事務の高度情報化が進んでいますが、これにより執務室内は情報通信機器の設置やシステムの配備に伴うスペース不足、電源の安定確保などの新たな課題が生じており、今以上のネットワーク環境の拡張に対応できない状況です。

また、サーバー等重要機器の保全や行政データ等のセキュリティに一層の配慮も必要です。

(5) 施設・設備機器の老朽化

現庁舎は、建物本体及び各種設備機器の経年による劣化、損傷、損耗のほか、一部には現行の各基準に適合しない部分もある状況です。

また、各種設備機器については、老朽化や腐食、機器の製造停止により交換部品が確保できないなどの問題が指摘されています。これにより、維持管理の経費が高くなっています。

以上、5つの課題を次表にまとめます。

表 現庁舎の現状と課題まとめ

課 題	内 容
①耐震性の不足による防災拠点としての機能不足	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が低く、災害時に倒壊の危険性がある ・防災拠点としての機能が不足している ・災害時に業務継続可能な設備・機能の確保が不十分
②施設の狭あい化や分散による行政サービスの低下	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーへの配慮が不足している ・窓口以外の町民が利用できるスペースが不足している ・保健センターなどの行政機能の分散化 ・将来を見据えたスペースの確保が必要
③バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応不足	<ul style="list-style-type: none"> ・急勾配の道路からのアクセスが困難な立地 ・わかりにくい案内表示 ・手すりや多目的トイレ、授乳室などが不足している
④高度情報化社会への対応の限界	<ul style="list-style-type: none"> ・行政環境の変化への柔軟な対応が困難 ・ICT（情報通信技術）環境の変化への対応の限界
⑤施設・設備機器の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・経年による建物や設備機器の劣化、損傷、損耗 ・現行の各基準に適合していない部分もある ・交換部品が確保できない ・機器劣化による性能不足での維持管理経費の増加

1-5 庁舎建設の必要性

現庁舎は、昭和 53 年の竣工から 40 年余を経過し、建物本体及び各種設備機器の経年に伴う劣化や損傷の他、一部現行の基準に適していない部分もある状況であり、また製造停止により交換部品が確保できないなどの問題も指摘されています。

また、平成 8 年に実施した耐震診断では、1・2 階部分で強度不足により補強が必要であると診断されています。このままでは防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震機能を有していないことから、大地震が発生した場合、継続的な利用ができないことが懸念されており、安全性の確保と災害時の対策本部として機能する耐震性能の確保が必要となります。

さらに、町民が多く利用する 1 階では、窓口や待合スペースが狭く、幅員も十分とはいえない通路やバリアフリーへの対応不足が指摘されているほか、不整形な形状による執務空間の容量不足や会議室の不足、さらには、教育委員会事務所や保健センターなどの行政機能の分散化が、行政サービスの低下の要因となっている状況です。

これら課題を踏まえ、平成 29 年度の二宮町役場庁舎整備手法調査報告書では、耐震改修による現庁舎の継続使用の可能性について検証しました。その結果、構造・設備及び運用上の問題点が多く認められ、莫大な改修事業費を投じて改善できない課題があるばかりか、逆に執務環境がさらに悪化することも想定されることから、現庁舎の耐震改修については、革新的・画期的な技術的解決方法が見いだせない現状において、現実的な選択肢にはなり得ないと整理しました。

また、平成 30 年 5 月に実施した町民アンケート調査においても、現庁舎に対する意見として、建物が古く安全面が不安、空調の効きがよくなく照明が暗いなど、建物や設備等の老朽化に対するご意見のほか、立地に対し、坂の上であり不便であるなどのご意見も多く寄せられたところです。

以上のことを踏まえ、現庁舎では、大規模災害が発生した際に防災・災害対策拠点としての果たすべき役割を十分に担えないことから、早期に事業化が可能な「ラディアン周辺」に、防災拠点として安全・安心な、また、質の高い町民サービスが提供できる新庁舎を建設することが必要です。

2. 新庁舎整備の基本理念と基本的な考え方

2-1 基本理念

前提条件の整理を踏まえ、新庁舎の整備にあたり、次のような基本理念を定めます。災害時は防災拠点として十分な機能を発揮し、町民の安全・安心を確保するとともに、平常時は業務効率の向上による利便性や質の高い町民サービスの提供に寄与する優れた新庁舎を目指します。

基本理念

町民の安全と安心を守り、町民が利用しやすい「まちづくりの拠点」

2-2 基本的な考え方

基本理念を具体化する5つの基本的な考え方を次のように定めます。

(1) 町民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎

新庁舎は必要とされる耐震性能、防火性能に加え、自立性、指令中枢機能を備えた防災、災害時の拠点として、町民の安全、安心を守る役割を十分果たせる庁舎を目指します。

(2) 町民が親しみ、利用しやすい開かれた庁舎

新庁舎は、町民サービスの向上を重視した機能の充実を目指すとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰でも使いやすく、分かりやすいユニバーサルデザインの理念を設計の基本とします。また、町民が利用するスペースやカウンターなどは利便性に十分配慮します。

(3) 行政サービスの向上を目指した多機能な庁舎

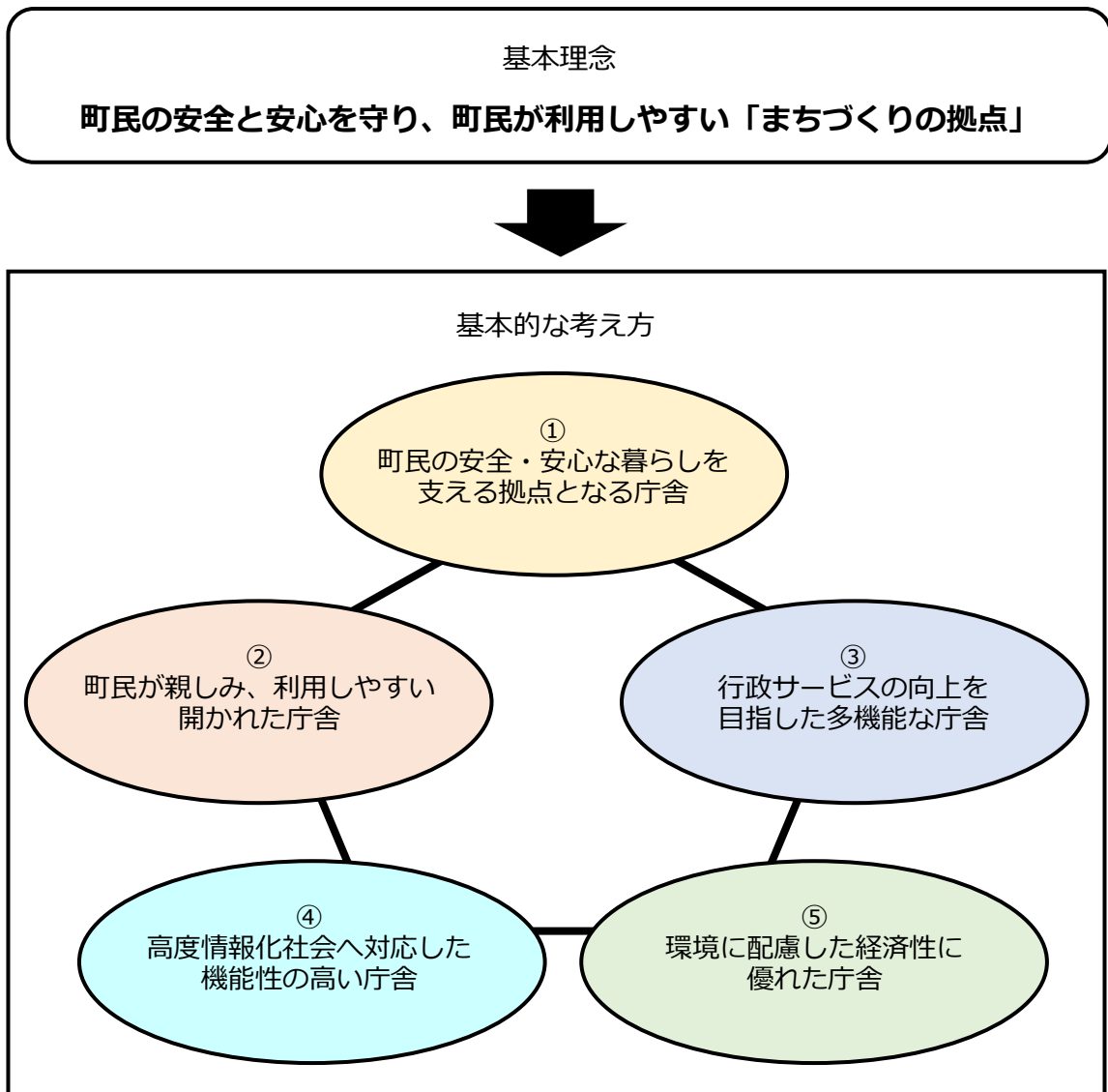
新庁舎に、現状分散している保健センターなどの行政機能を集約することによって、利用する町民の利便性の確保と、迅速かつきめ細かなサービスができる庁舎を目指します。

(4) 高度情報化社会へ対応した機能性の高い庁舎

各種情報通信ネットワークの高度化に対応した設備や、適切な執務機能を備えた庁舎を目指します。

(5) 環境に配慮した経済性に優れた庁舎

新庁舎の建設にあたっては、自然光、自然通風など自然エネルギーの有効利用や省エネ、省資源化を図る工夫を取り入れた環境配慮型庁舎を目指します。



基本計画

3. 新庁舎の機能（性能）

3-1 防災機能

(1) 災害対応

①災害対策本部

災害対策本部は、地震や風水害、火災等の災害時に、被災状況を的確に把握し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を実施するとともに、地域の防災組織や関係機関との連携の確保に努めなければなりません。そのための適切なスペースの確保、配置を検討します。

災害対策本部室は、災害時に迅速に設置できるよう二宮町地域防災計画で必要とされる設備、機器類等を整備します。また、平常時は会議室として使用します。

災害対策本部室と防災関係課は近接して配置するとともに、河川の氾濫等による冠水の影響を受けない2階以上に設置し、災害対策本部と現場作業に従事する職員、消防等がリアルタイムで情報収集ができるICT対応の配線、モニター（スクリーン）等の整備を計画します。

【平常時：会議室】



【災害対応時：災害対策本部室】



図 災害対策本部のイメージ（兵庫県豊岡市）

②電気・機械設備

災害により電力供給が停止する場合に備えて、72時間継続使用可能な大型自家発電設備の設置を計画します。

太陽光パネルをはじめとした自然エネルギーによる発電機能等の電力供給の方法の多元化を検討します。

災害対策本部用と業務継続（BCP）機能用の自家発電機能は別々に確保することも検討します。

③災害復旧対応者のための準備

災害対策本部や災害復旧等に従事する職員がある程度の期間従事できるように庁舎内に食料、飲料水、宿泊用具、敷材等を備蓄した備蓄用倉庫やシャワー室等を計画します。

災害復旧等に係るボランティアの受入れ、行政間の広域支援に対応するスペースについては周辺施設や敷地との連携を考慮しながら検討を進めます。

また、断水時でも利用可能なマンホールトイレの整備を計画します。

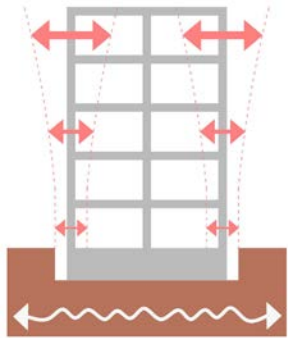
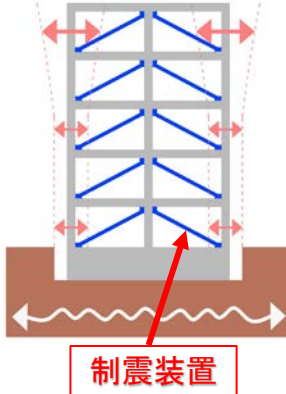
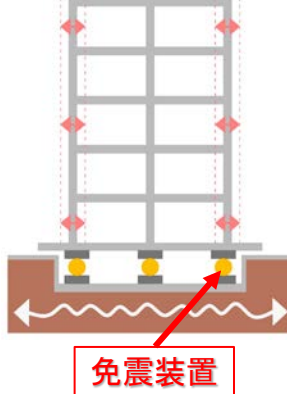
(2) 建築・敷地における耐災害性

①地震被害対策

新庁舎の耐震性については、「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 12 月）における庁舎に求められる構造耐震指標（Is 値）である 0.9 以上を保持します。

災害時に庁舎が防災拠点としての機能を確実に維持するために、建物に地震の揺れを直接伝えない免震構造が有効です。二宮町は大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域に指定されていることから、より耐震性能の高い免震構造による新庁舎の建設を計画します。

表 構造形式の比較

構造種別	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
特徴	建物の躯体強度により、地震の <u>揺れに耐える。</u> (建物が倒壊せず、建物利用者が避難できることを前提)	建物内に設置した制振装置（ダンパー等）により、地震の <u>揺れを吸収する。</u>	建物と基礎の間に免震装置を設置することで、地盤と切り離し、地震の <u>揺れを伝えない。</u>
耐久性	地震の規模により、主構造材（柱・梁・壁等）に損傷が生じるおそれがある。	制振装置が地震力を吸収するため、主構造材（柱・梁・壁等）の損傷を抑えられる。	免震装置が地震力を吸収し、建物に損傷を与えない。

②風水害等被害対策

ハザードマップ（洪水浸水被害、土砂災害）を考慮し、対策や空間構成などを検討します。また、迅速な災害対応のため、風水害時の庁用車の退避場所についても検討を行います。

3-2 町民機能

(1) 町民サービス機能

① 協働・交流機能

町民が日常的に利用できるコンビニや売店、ATM等の設置を検討します。また、にのみや町民活動サポートセンターの集約についても検討します。

イベントの開催や物産展示等の場として多目的に活用ができ、待ち合わせや休息の場として利用できる町民活動の拠点となるスペースを検討します。

来庁者の喫煙所は、庁舎外の適切な場所に設けることとします。



図 情報・学習・談話スペース（兵庫県太子町）

② 情報提供機能

町政情報等を広く提供できる掲示板を計画します。情報が即時に反映でき、資源削減のメリットのある電子掲示板の懸垂幕の設置を計画します。

来庁者が必要とする情報等を1か所で入手できるよう各窓口に個別に配架してあるパンフレット類は、配架スペースの充実を図り、集約します。また、ポスターなどもモニター化やスクロール式を検討し集約します。

(2) 窓口機能

① 窓口の集約・ワンストップサービス

町民利用の多い窓口は低階層に集約して配置し、利便性を高めるとともに、関連が深い業務分野ごとに窓口を集約し、来庁者が少ない移動で用事が済むような配置を計画します。

プライバシー保護や業務効率化のため、窓口受付番号発券機の導入を進めます。

証明発行業務を集約したワンストップサービスや窓口業務の委託等の検討を進めます。

② 案内機能

来庁者が迷わず目的の窓口や事務室に行けるよう総合案内受付の配置を計画します。

また、会議やイベント情報等を提供する電子掲示板の設置を検討します。

③窓口全般

証明発行等の業務と相談等を要する業務などの窓口特性や車いす利用者等に配慮し、高さが異なる受付カウンターの設置をします。

窓口カウンターに間仕切りを設置し、個人情報の保護やプライバシー等に配慮します。



図 プライバシーに配慮した窓口カウンター（埼玉県新座市）

④相談スペース

相談内容や状況に応じて、相談者用の待合室や個室等のプライバシーに配慮した相談スペースを設置します。個室や個別ブースを複数設置した場合には、選挙期間に一部を不在者投票の空間として利用するなどの多目的利用も検討します。



図 個別の相談室（埼玉県新座市）

(3) ユニバーサルデザイン

①移動空間

来庁者が安全で効率的に移動できる動線計画とし、段差解消や手すりの設置、分かりやすい誘導表示、点字ブロックの設置などを計画します。

通路や階段の有効幅を適切に確保し、通路については車いす、ベビーカー等のすれ違いを考慮します。

②サイン計画

情報をシンプルな図記号で表したピクトグラム※やサイン表示の大きさ、配色やコントラストに配慮し、誰でもわかりやすく利用しやすい案内表示を計画します。

※ピクトグラム…「絵文字」「絵単語」などと呼ばれる情報や注意を示すために表示される視覚記号。

③多目的トイレの設置

子ども連れや車いす利用者への配慮、オストメイト対応の多目的トイレを設置します。



図 多目的トイレ（長野県中野市）

④子ども連れの来庁者への対応

キッズスペースやオムツ替えも可能な授乳室を計画し、子ども連れの来庁者が多く利用する窓口の近くなどの適切な場所に設置します。



図 授乳室（福島県福島市）

⑤その他

火災等の災害時、視覚障害や聴覚障害のある来庁者にも配慮した警報装置等の設置を計画します。

容易に持ち運び可能なヒアリングループシステム※の設置を計画します。

※ヒアリングループシステム…音声をマイクから補聴器に直接伝えることができるようになる機器。

(4) 高度情報化社会への対応

①セキュリティ対策

庁舎の出入口や死角となる部分には必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。

個人情報を取り扱う部署や電算室等の高いセキュリティが求められる諸室の入退室管理のため、身分証明書のICカード化等の導入を検討します。

3-3 執務機能

(1) 職場環境

① 執務スペース

時代の変化や機能の変化にフレキシブルに対応できる間仕切りのないオープンフロアを基本とし、同一規格の什器類を導入することでスペースの効率化を図ります。

多様な人材が活躍できるよう、執務スペース内のユニバーサルデザインに配慮します。

エリアごとに温度調節が可能となるような空調設備を導入します。

自然採光等も利用し、適切な照度を確保します。



図 シンプルなレイアウトの執務空間（長野県中野市）

② 動線計画

プライバシー保護やセキュリティへの配慮とともに、職員専用動線は業務の効率化、来庁者の動線に配慮します。

職員専用の階段の設置など、来庁者との動線分離を検討します。

③ OA※スペース

フロアごとに複数の部署で共有するプリンタなどのOA機器を集約し、効率的に利用できる作業性に優れたスペースとし、職員数等に応じてプリンタやFAX等の配置を計画します。

※OA…オフィスオートメーションの略。パソコンや複合機など情報機器の導入により、事務作業などの業務を自動化、効率化すること。

④ 打合せスペース

必要に応じて職員が容易に打合せができるスペースを設置します。

⑤ ロッカー・休憩室

職員（非常勤含む）向けのロッカー室を設置し、その中に休憩できるスペースの設置を計画します。また、各フロアに1ヶ所ずつ給湯室の設置を検討します。

職員が休養できる厚生室などの設置を検討します。

⑥書庫・倉庫

業務ごとに必要に応じた書庫・倉庫スペースを計画し、保管方法および処分時の搬出を考慮した配置についても検討します。

個人情報など、とくに管理に配慮すべき書類の保管については、施錠可能なスペースを設置します。

⑦会議室

災害時には災害対策本部室として利用できる規模の会議室を設置します。

各フロアに使用用途や人数に応じた規模の会議室を設置し、可動間仕切りによりフレキシブルに活用可能な仕様とします。また、職員の昼食時に休憩室として利用可能とするなどの多目的利用も検討します。

⑧特別職関連諸室

町長室、副町長室に近接して応接室を設置し、会議等にも使用できる機能的なものとし、

非常時の災害対策本部設置に備え、町長室は防災関係課と同じフロアに配置します。

⑨電算室

システムやネットワーク環境の変化にも柔軟に対応できるスペースを確保したサーバー室を設置します。サーバー室はセキュリティや管理面を考慮して電算室内に配置し、個別空調設備を設置します。

また、非常時等に必要な電源が供給できる設備や配線、自家発電等を確保します。

⑩エレベーター

エレベーターは、荷物の搬出入を考慮したサイズとし、物品等の搬出入動線と来庁者動線に配慮した配置とします。

(2) 行政機能の集約化

町民の利便性向上のため、教育委員会事務所や保健センターなどの分散している行政機能の集約化を進めます

(3) 高度情報化社会への対応（ICTの活用による執務の効率化）

庁内LAN環境の整備などICT（情報通信技術）を活用した効率的かつ機能的な執務環境を実現します。また、フリーアクセスフロア※など今後さらに進展が見込まれるICT化に対応できるような配線設備等を整備します。

※フリーアクセスフロア…床下に電源やOA機器の配線等を格納することができるフロア。

3-4 環境性能

ZEB*の考え方に基づき、新庁舎の環境性能については、環境負荷の低減やライフサイクルコストの削減を図るため、高効率な省エネルギーや創エネルギー設備の導入について、以下の項目に分類し、費用対効果を踏まえ導入を検討します。

※ZEB…ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略。建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、限りなくゼロにするという考え方。

(1) 自然エネルギーの利用

① 太陽光発電

自然エネルギーの有効活用を目的に屋上に太陽光パネルを設置します。また、屋上以外への設置についても検討します。



図 太陽光パネル（千葉県白石市）

② 自然採光・自然通風

トップライトを設置するなど自然光を取り入れ、照明電力の抑制を図ります。
自然通風を利用し、室内空調負荷の低減を図ります。

(2) 環境負荷の低減

① 断熱性素材

屋根や壁、開口部に断熱性の高い素材を採用し、建物としての基本的性能を高めます。

② エコマテリアル*

県産木材等の自然素材、リサイクル材料の利用を促進し、環境負荷の低減を図ります。

※エコマテリアル…より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄できる材料。

(3) 省エネルギー設備

① 高効率設備

LED照明を採用します。

インバータ制御、センサー付きの高効率空調を採用します。

消費電力の無駄を削減するため、高効率変圧器を採用します。

ヒートポンプ（又は地熱ヒートポンプ）の導入を検討します。

② 照明制御・空調制御

個別・集中制御を可能とし、消費エネルギーを抑制します。

冷暖房の漏洩を抑え、空調効率を高めるため、出入口にエアカーテンの導入を計画します。

③ 人感センサー

照明やトイレの水洗、洗面等は人感センサーによる制御システムの導入を検討します。

④ 入口目隠し壁

トイレの入口は目隠し壁を計画し、自動ドアを無くすことで施設構造による節電を図ります。

⑤ 節水型便器

節水型便器の設置を計画します。



図 環境に配慮した経済性に優れた庁舎施設のイメージ

(4) 環境啓発機能

① エネルギー計測装置

太陽光パネルによる発電状況等を表示する掲示板等の設置を計画します。

3-5 議会機能

(1) 議会機能

議会機能については、議決機関として独立性を確保しつつ、町民に「開かれた議会」を目指すとともに、議場や関係諸室などの適切な配置、効率的な議会運営が可能となる機能の整備について検討します。現在の議場の課題を踏まえ、議場の規模や汎用性、議会活動の可視化、議会運営コストの節減を考慮した計画とします。

(2) 議場

現在の議員定数に見合った規模であるとともに、議員数の変動に柔軟に対応できるような計画とします。

効率的な議会運営のため議長席の位置・高さや傍聴席の位置に配慮し、ICT対応の配線・モニター（スクリーン）の配置を計画します。

また、委員会室としても利用可能な仕様とし、議会閉会中の一般利用（貸出）等についても検討します。



図 可動式の議場（兵庫県太子町）

(3) 議会諸室

① 会議室

議場兼委員会室とは別に、ICT対応の配線・モニター（スクリーン）を配置した会議室の設置を計画します。

② 議員控室

会議・打合せ・飲食のいずれにも対応可能な机と椅子を計画し、一部を区切り、打合せスペースを設けます。

議場や会議室と同様にICT対応の配線・モニター（スクリーン）の配置を計画します。

③ 議会事務局

事務局は、位置や窓口の設置等を検討し可視化を計画します。

4. 新庁舎の建設計画の考え方

4-1 建設場所

(1) 建設地

二宮町役場庁舎整備手法調査では、比較的早期に事業化が可能だと考えられる、1.現庁舎の耐震補強、2.現庁舎位置での建替え、3.ラディアン周辺への移転、4.東大果樹園跡地への移転の4パターンについて、利便性・事業性・安全性の3条件を中心に比較検討を行い、新庁舎の移転場所を「ラディアン周辺」へと決定しました。



図 現庁舎とラディアン周辺の位置関係

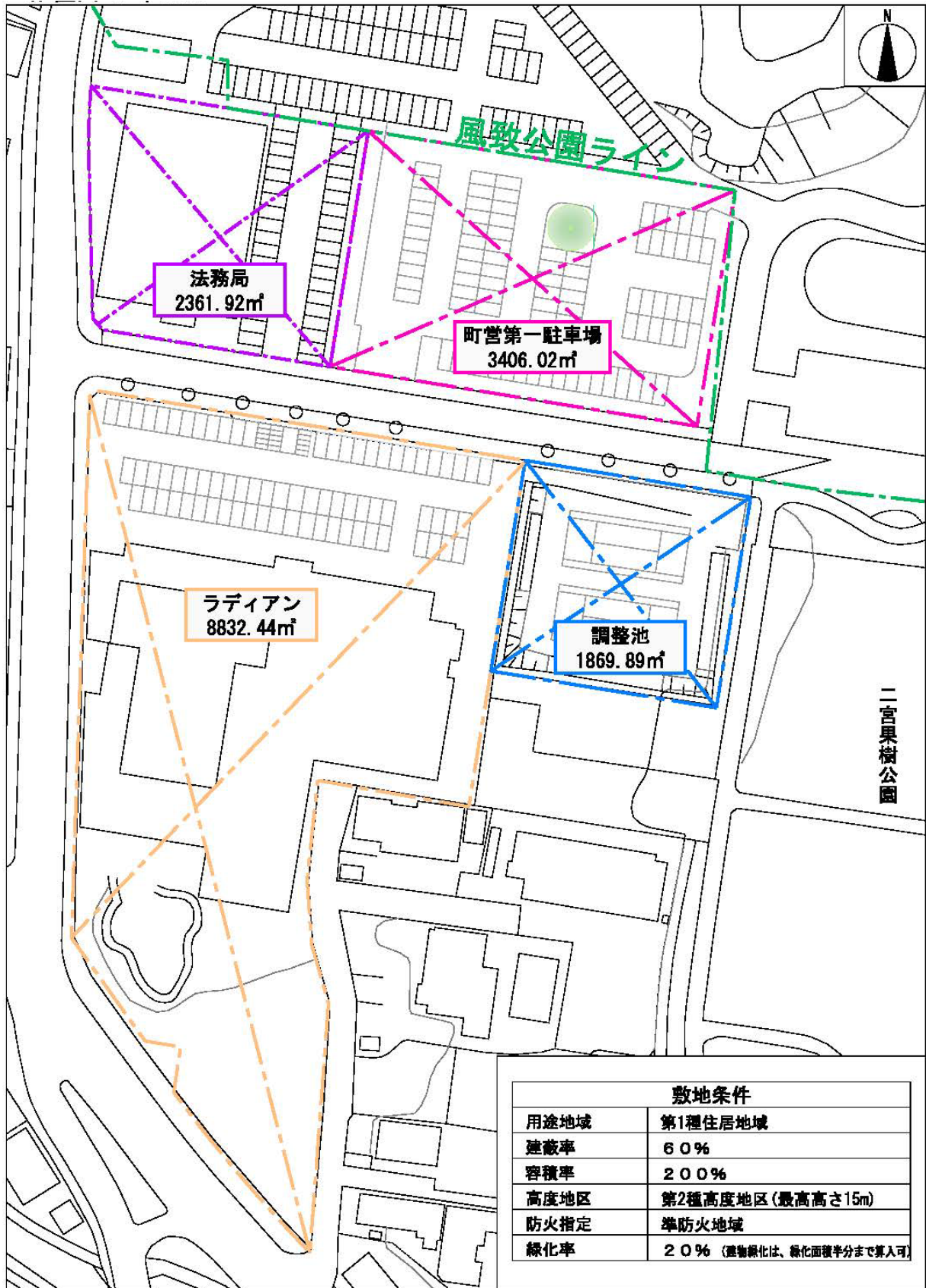


図 ラディアン周辺 現況敷地図

(2) 建設地の立地特性

①交通環境等の利便性

建設地は、二宮駅から約1kmの徒歩圏内の中心市街地に立地しています。二宮駅よりバスを利用したアクセスも可能です。

主要地方道県道71号(秦野二宮線)に近接していることから、自動車によるアクセス性が高く、また、両側歩道付きの平坦な道路であることから、高齢者や子ども連れの歩行者の利便性もよく安全性も確保されています。

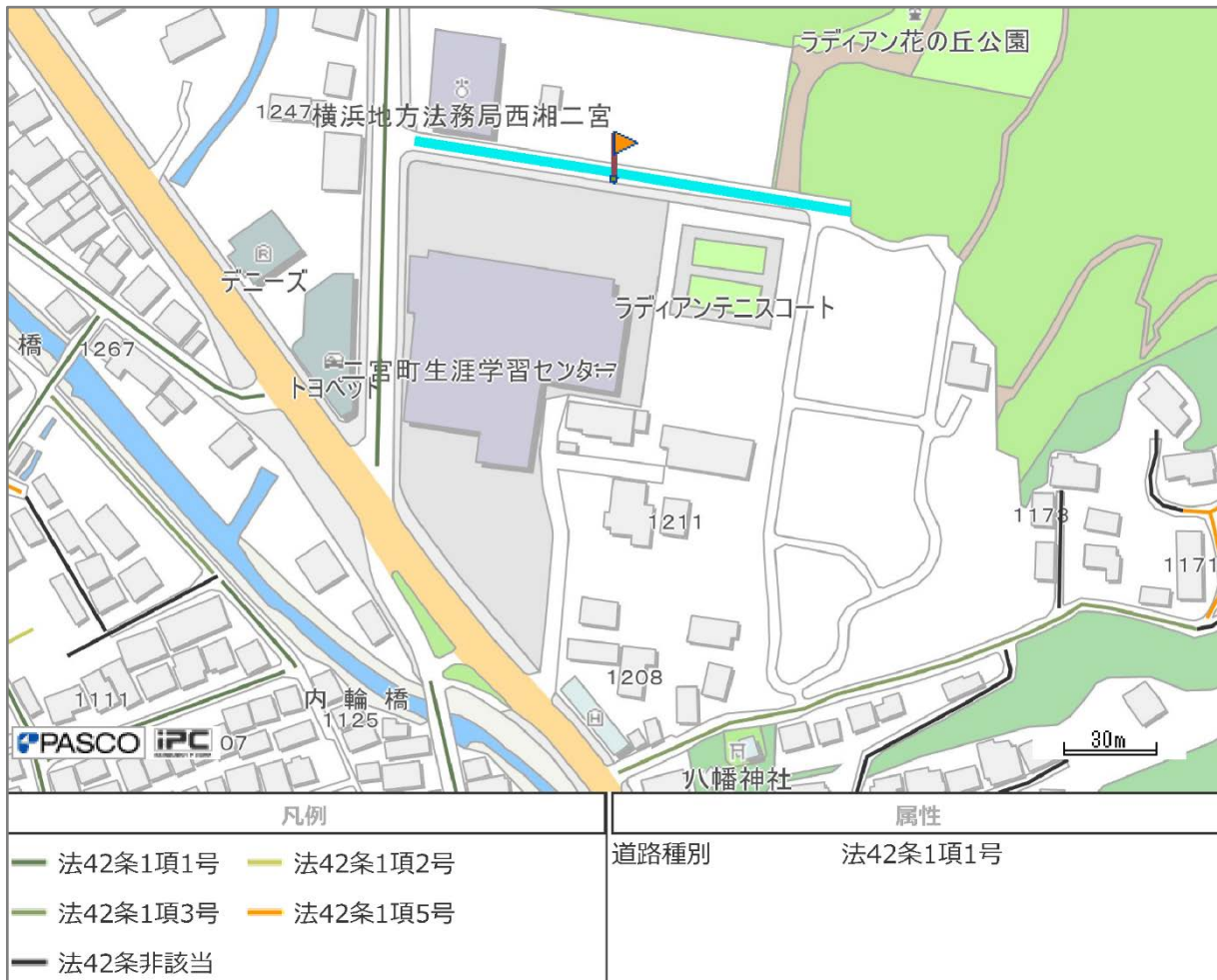


図 周辺道路状況

②敷地の法的条件、形状

建設地は市街化区域内の第1種住居地域に位置しており、法規制上、大きな課題はありません。

町営第一駐車場用地は平地に位置し敷地形状は整形地です。しかし、敷地面積は約 3,400 m²と緑化面積や駐車場用地を十分に確保するには不足しており、周辺公共用地を含め用地の確保が必要となります。

また、埋蔵文化財包蔵地（天神谷戸遺跡）のため、埋蔵文化財発掘調査が必要となる可能性があります。



所在地／所有	二宮 1240-10／町有地	
敷地面積	約 3,400 m ²	
高度地区	第2種高度地区（最高高さ 15m）	
防火指定	準防火地域	
緑化率	20%（建物緑化は、緑化面積半分まで算入可）	
地形／標高	平地／19.3m	
法的 規制	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4.0m 5時間/3時間
地域地区	二宮風致公園	

埋蔵文化財包蔵地：
（天神谷戸遺跡）



図 建設地の法的条件

③防災関係機関や近隣の公共施設との連携

建設地は緊急輸送道路に隣接する位置で、防災関係機関との迅速な連携が図れます。

また、法務局、ラディアン及び果樹公園に隣接しており、ラディアン及び果樹公園周辺は、交流・文化拠点として位置づけられているため、町の文化及び交流ふれあいの中心的な役割が求められています。

(3) 周辺地域への影響と配慮

①地域特性を踏まえた景観（建物高さ・外観）

建設地は行政施設・公園に囲まれており、近隣住宅はないため居住者への影響はありませんが、二宮風致公園の指定地区と隣接しているため、周辺の自然環境と調和した高さや外観とする必要があります。

②日影規制、電波障害、電波伝搬障害など環境面について

日影規制については定められた基準に準拠して計画を進めます。建物形状の検討の際には、都市計画法、建築基準法、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき電波障害、電波伝搬障害について配慮します。

③想定される水害等の自然環境について

ハザードマップでは、洪水浸水想定区域及び一部区域が土砂災害区域【急傾斜地】になっています。

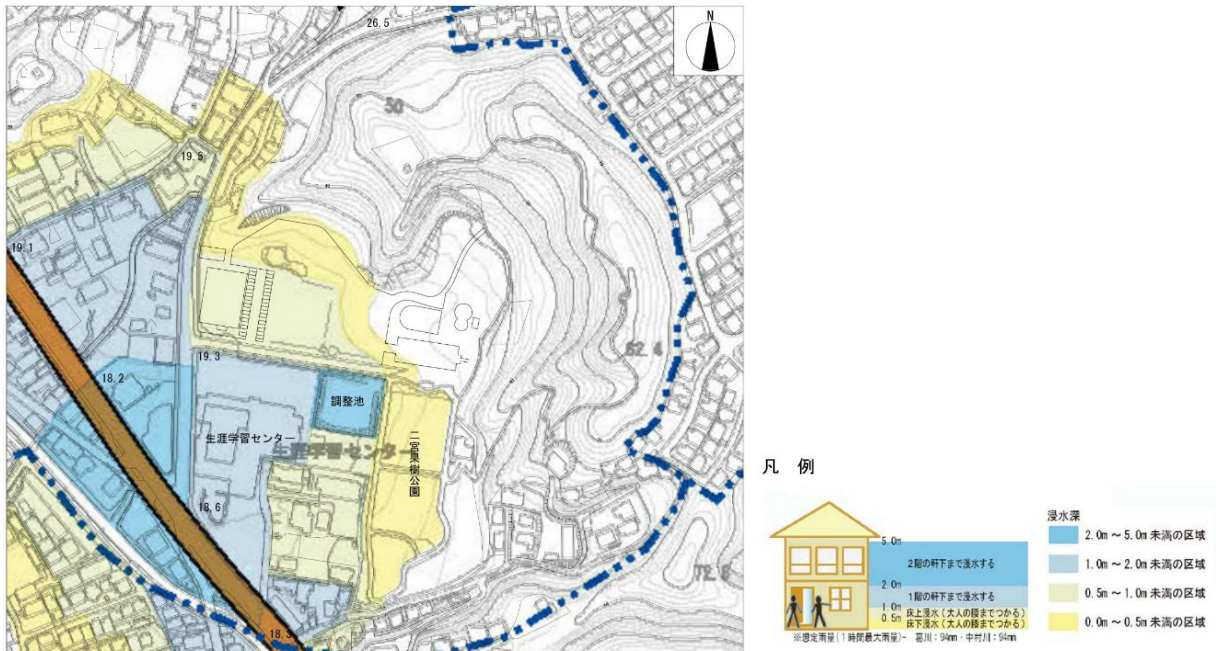


図 ハザードマップ（洪水浸水予想図）

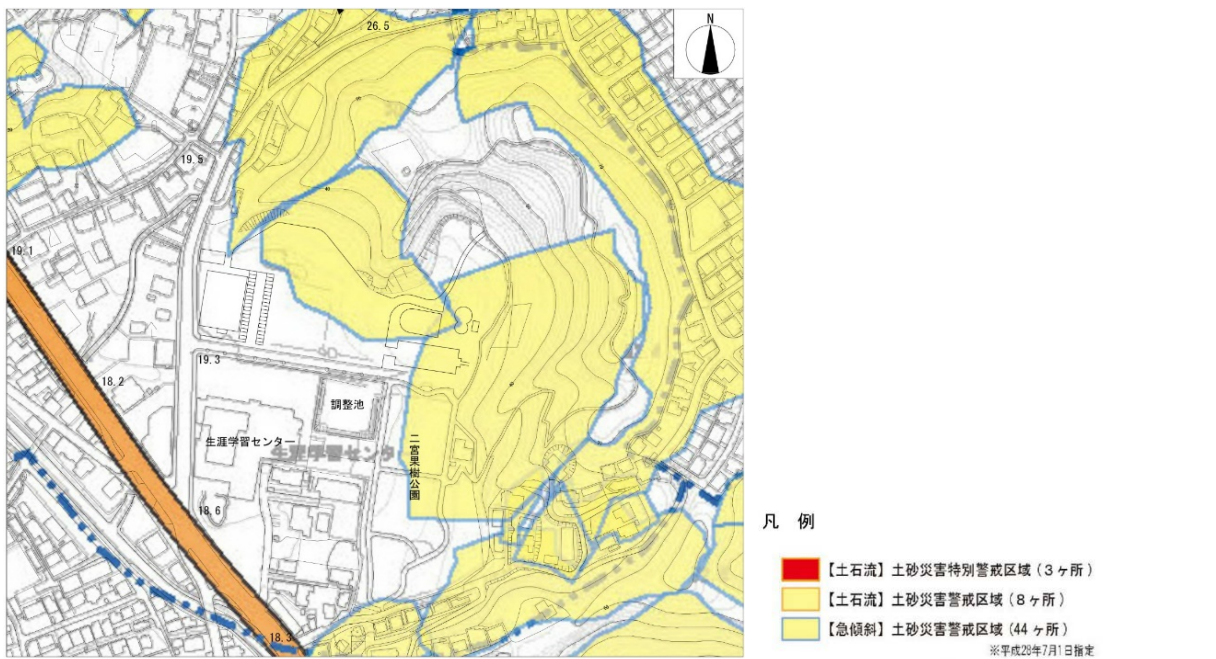


図 ハザードマップ（土砂災害警戒区域図）

4-2 新庁舎の規模設定

(1) 集約化について

現庁舎は、教育委員会事務所や保健センター、産業振興課、生涯学習課などの行政機能が分散化していることにより、1か所で手続きが済まないなど行政サービスや来庁者の利便性の低下の要因となっていることが指摘されています。

平成29年度の二宮町役場庁舎整備手法調査報告書では、総務省・地方債同意等基準、国土交通省・新営一般庁舎面積算定基準、同種同規模事例平均値から庁舎としての機能単独で建替える場合の新庁舎の必要規模を4,400㎡と算出しました。

表 現庁舎の機能単独の規模設定

算定方式	延床面積	必要規模
総務省・地方債同意等基準	4,485.94 ㎡	4,400 ㎡
国土交通省・新営一般庁舎面積算定基準	4,366.37 ㎡	
同種同規模事例平均値	4,421.38 ㎡	

さらに、本計画では保健センター（未病センターにのみや、子育て世代包括支援センター「にはぐ」を含む）として必要な機能の約300㎡と教育委員会事務所内にある教育支援室「やまびこ」の100㎡を新庁舎に集約することとし、新庁舎の必要規模を**4,800㎡**とします。

表 保健センターとして必要な機能

室名	用途	床面積
相談室 A	母子用、成人用、健康相談、保健指導	20 ㎡
相談室 B		20 ㎡
保育室	託児兼会議室	40 ㎡
多目的室	健診、教室、講座	120 ㎡
器具庫	多目的室の備品入れ	10 ㎡
検査室	滅菌、検診用具保管	10 ㎡
リネン室	洗濯	10 ㎡
調理室	料理教室	65 ㎡
トイレ	子ども用トイレ、オムツ交換台	—
	合計	295 ㎡

(2) 駐車場

現庁舎には71台(身障者等用駐車場4台含む)の駐車場が設置されていますが、町民センター、教育委員会事務所、武道館と共用しており、慢性的に駐車場が不足しています。

新庁舎の駐車場については適正規模の算定を行い、必要な駐車台数の確保を計画します。

① 来客用駐車場の想定

来庁者用駐車場については、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」(関龍夫 著)及び「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正 著)により算定した台数を参考に想定します。

「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」によると、「一般に所管人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者として想定」とされており、また、「最大滞留量の近似的計算法」によると「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」とされているため、以下のとおり新庁舎に必要な台数を算定します。

■ 一日当たりの来庁台数 = 二宮町人口 × 来庁者の割合 × 乗用車使用率

- ・ 二宮町人口 (平成30年1月1日現在) : 28,887 人
- ・ 来庁者割合 (窓口) : 0.90%
- ・ 来庁者割合 (窓口以外) : 0.60%
- ・ 乗用車使用率 : 80% (未調査のため推定)

〈窓口〉 来庁台数 = $28,887 \text{ 人} \times 0.90\% \times 80\% = 207.99 \approx 208 \text{ 台/日}$

〈窓口以外〉 来庁台数 = $28,887 \text{ 人} \times 0.60\% \times 80\% = 138.66 \approx 139 \text{ 台/日}$

■ 必要駐車台数 = 最大滞留量(台/日) = 1日当たり来庁台数 × 集中率 × 平均滞留時間(分) / 60分

- ・ 集中率 : 30% (一般事務所、美術館タイプ)
- ・ 窓口の平均滞留時間 : 30分と想定 (窓口20分、往復移動5分ずつ)
- ・ 窓口以外の平均滞留時間 : 60分と想定

〈窓口〉 必要駐車台数 = $208 \text{ 台/日} \times 30\% \times 30 \text{ 分} / 60 \text{ 分} \approx 32 \text{ 台}$

〈窓口以外〉 必要駐車台数 = $139 \text{ 台/日} \times 30\% \times 60 \text{ 分} / 60 \text{ 分} \approx 42 \text{ 台}$

合計 74台 … ①

以上のことから、来庁者用駐車場の必要台数は74台となります。

② 身障者等用駐車場の想定

高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第16条の規定に準拠し、車いす使用者用駐車場の設置基準「駐車台数200台以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上の駐車施設を設けなければならない」ことから、車いす使用者用駐車場台数は次の式により算定します。

■ 身障者等用駐車場 = ①74台 × 1 / 50 = 1.48 ≈ 2台 … ②

以上のことから、身障者等用駐車場の必要台数は2台となります。

③公用車用駐車場の想定

現庁舎敷地内で管理している公用車は16台であり、新庁舎に必要な公用車駐車場は16台として算定します。… ③

上記①から③までの合計を新庁舎に必要な駐車台数として計画します。

表 新庁舎の想定必要駐車台数

区 分	台 数
①来客用駐車場	74台
②身障者等用駐車場	2台
③公用車用駐車場	16台
合 計	92台

なお、新庁舎の駐車場については、ラディアンの駐車場と一体的に検討します。

4-3 新庁舎の必要面積

(1) 新庁舎の対象人数

二宮町行政組織図(平成30年4月1日)を基本とし、新庁舎運用の将来職員数を設定します。

特別職		部	部長	課等	課長	班	班長	班員		
町長	1									
副町長	1									
		政策総務部 (政策担当参事含む)	2	企画政策課	1	施設再編推進班	1	2		
							企画調整班	1	2	
						地域政策課	1	地域支援班	1	2
								広報統計班	1	2
						総務課	1	庶務人事班	1	6
								情報システム班	1	2
						財務課	1	財務契約班	1	3
							財産管理班	1	2	
					戸籍税務課	1	課税班	1	5	
								収税班	1	2
								戸籍住民班	1	3
					防災安全課	1	危機管理班	1	3	
			健康福祉部	1	福祉保険課	1	福祉・障がい者支援班	2	5	
									国保年金班	1
						高齢介護課	1	地域包括ケアシステム推進班	1	2
								介護保険班	1	4
						地域包括支援センター(社会福祉協議会)			1	7
				子育て・健康課	1	子育て支援班	1	4		
						育成相談班	1	3		
						健康づくり班	1	5		
		都市部	1	生活環境課	1	環境政策班	1	2		
								生活環境班	1	2
						産業振興課	1	農林水産班	1	3
									商工観光班	1
						都市整備課	1	計画指導班	1	2
					道路班			1	3	
				下水道課	1	公園緑地班	1	1		
							業務班	1	2	
						工務班	1	2		
		会計		出納課	1	出納班	1	1		
教育長	1	教育部	1	教育総務課	1	教育総務班	1	2		
								指導班	1	3
				生涯学習課	1	生涯学習・スポーツ班	1	6		
議会		事務局	1	庶務課	1	庶務班		1		
農業委員会				事務局				1		
選管管理委員会				事務局	1		1			
監査委員				事務局				1		
						臨時職員(一般職員×20%)		20		
特別職	3	部長級	6	課長級	18	班長級		35		
						一般職員等		122		
合計								184		

(2) 執務室の面積算定

職員の執務スペースの必要面積算定については、「総務省 地方債同意等基準運用(平成 22 年度版)」に示された基準面積×換算率によるものを基本とし、これにロッカー(個人・共用)スペース、共用通路部、カウンタースペース等を加えて必要面積を算定します。

表 役職別執務面積基準

執務面積			
	換算率	基準面積	所要面積
特別職	12	4.5 m ² /人	54.00 m ²
部長・課長	2.5		11.25 m ²
班長	1.8		8.10 m ²
班員・臨時職員	1		4.50 m ²

総務省地方債庁舎算定基準

執務空間原単位を基に、執務パーソナルスペースに加え、共用ロッカーや通路、接客カウンター等の機能スペースを確保したレイアウトを検討します。

レイアウト検討の構成として、1部3課8班、班員14人に臨時職員2人を加えた合計28人を対象としてレイアウト検討を行い、執務面積に加える共用部分として共用ロッカー・通路部分と接客カウンター部分の原単位となる、1人当りに必要な面積算定を行います。

①通路・共用ロッカー面積の算定

上記のレイアウトプランから、通路・共用ロッカー部分の面積は84.6 m²となります。

これを28人で割り戻した、84.6 m²/28人=3.0 m²/人 を原単位に設定します。

②接客カウンター面積の算定

上記のレイアウトプランから、接客カウンター部分の面積は40.5 m²となります。

これを28人で割り戻した、40.5 m²/28人=1.5 m²/人 を原単位に設定します。

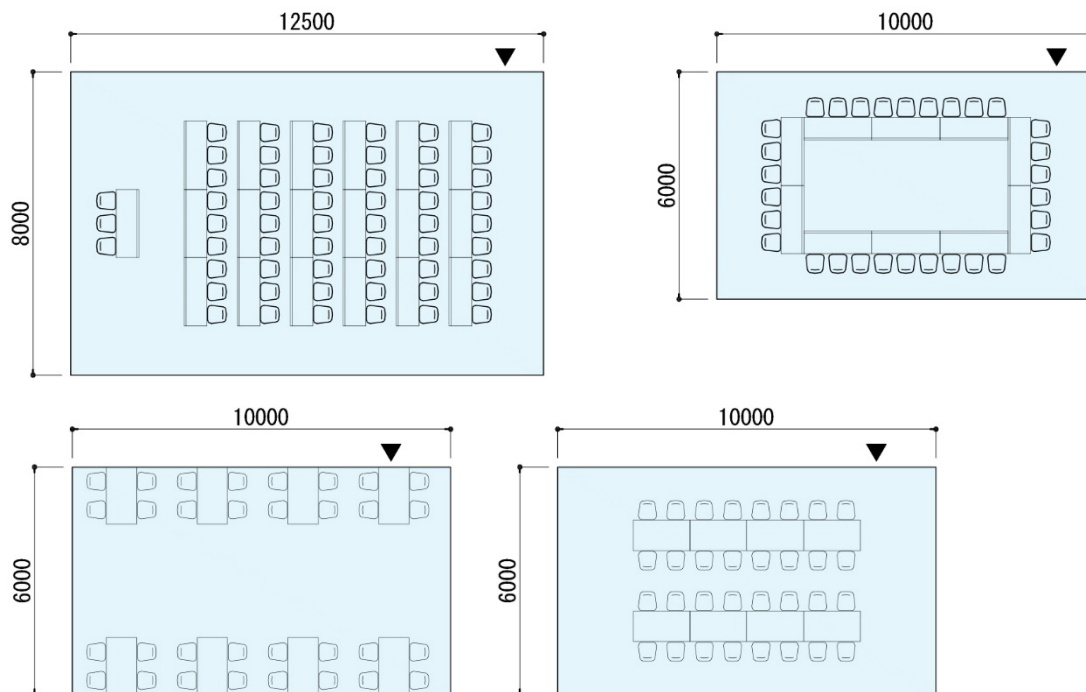
表 執務スペースの面積算定

特別職	部	部長	課等	課長	班	班長	班員	臨時	必要面積	ロッカー・通路	カウンター	OAスペース	合計		
町長	1								54.00 m ²				54 m ²		
副町長	1								54.00 m ²				54 m ²		
	政策総務部 (政策担当 参事含む)	2	企画政策課	1	施設再編推進班	1	2		56.70 m ²	24.00 m ²	12.00 m ²	12.60 m ²	105 m ²		
					企画調整班	1	2								
			地域政策課	1	地域支援班	1	2	1		54.45 m ²	27.00 m ²		13.50 m ²	95 m ²	
					広報統計班	1	2	1							
			総務課	1	1	庶務人事班	1	6	1		79.20 m ²		39.00 m ²	19.50 m ²	138 m ²
						情報システム班	1	2							
			財務課	1	1	財務契約班	1	3			49.95 m ²		24.00 m ²	12.00 m ²	86 m ²
						財産管理班	1	2							
			防災安全課	1	1	危機管理班	1	3			32.85 m ²		15.00 m ²	7.50 m ²	55 m ²
			戸籍税務課	1	1	課税班	1	5			94.05 m ²		51.00 m ²	25.50 m ²	12.60 m ²
	収税班	1				2	2								
	戸籍住民班	1				3	1								
	健康福祉部	1	1	福祉保険課	1	福祉・障がい者支援班	2	5	1	100.80 m ²	51.00 m ²	25.50 m ²	12.60 m ²	190 m ²	
						国保年金班	1	5	1						
				高齢介護課	1	地域包括ケアシステム推進班	1	2	1		63.45 m ²	33.00 m ²		16.50 m ²	113 m ²
						介護保険班	1	4	1						
				地域包括支援センター				1	7			39.60 m ²		24.00 m ²	12.00 m ²
	子育て・健康課	1	1	子育て支援班	1	4			112.05 m ²	63.00 m ²	31.50 m ²	12.60 m ²	207 m ²		
				育成相談班	1	3	4								
				健康づくり班	1	5	1								
	都市部	1	産業振興課	1	農林水産班	1	3		45.45 m ²	21.00 m ²	10.50 m ²	12.60 m ²	90 m ²		
					商工観光班	1	1								
			都市整備課	1	計画指導班	1	2			78.30 m ²	36.00 m ²		18.00 m ²	132 m ²	
道路班					1	3									
公園緑地班					1	1	1								
下水道課			1	1	業務班	1	2	1		49.95 m ²	24.00 m ²		12.00 m ²	86 m ²	
					工務班	1	2								
生活環境課	1	1	環境政策班	1	2			45.45 m ²	21.00 m ²	10.50 m ²	12.60 m ²	90 m ²			
			生活環境班	1	2										
農業委員会			事務局					4.5 m ²	1.50 m ²			6 m ²			
会計			出納課	1	出納班	1	1		23.85 m ²	9.00 m ²	4.50 m ²		37 m ²		
教育長	1	教育部	1	1	教育長室				54.00 m ²				54 m ²		
					教育総務課	1	教育総務班	1	2		61.20 m ²	24.00 m ²	12.00 m ²	12.60 m ²	110 m ²
							指導班	1	3						
生涯学習課	1	1	生涯学習・スポーツ班	1	6	4		64.35 m ²	36.00 m ²	18.00 m ²	118 m ²				
議会		事務局	1	1	庶務課	1	1		27.00 m ²	4.50 m ²			32 m ²		
選管管理委員会			事務局	1				19.35 m ²	3.00 m ²				22 m ²		
監査委員			事務局					4.50 m ²	1.50 m ²				6 m ²		

(3) 附属諸室の面積算定

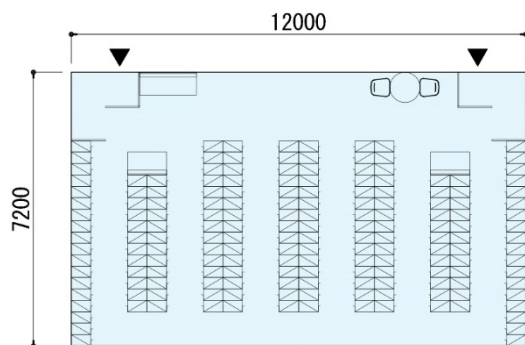
① 会議室

会議室は災害対策本部を兼用する大会議室、現庁舎の食堂に代わり職員の休憩機能を併せた中会議室と汎用性の高い中会議室を設けるものとします。



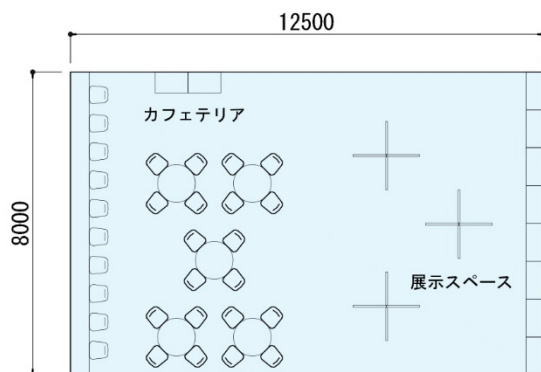
② 更衣室

職員のための更衣室を設けます。臨時職員を含め 190 人を想定し、全体を約 80 m²とします。



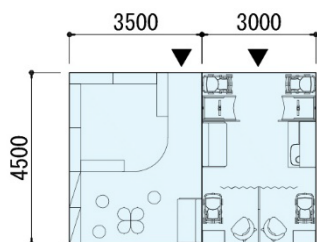
③ 交流スペース

エントランス付近に展示・情報コーナーや休憩・喫茶を想定したスペースを下記レイアウト検討より約 100 ㎡とします。



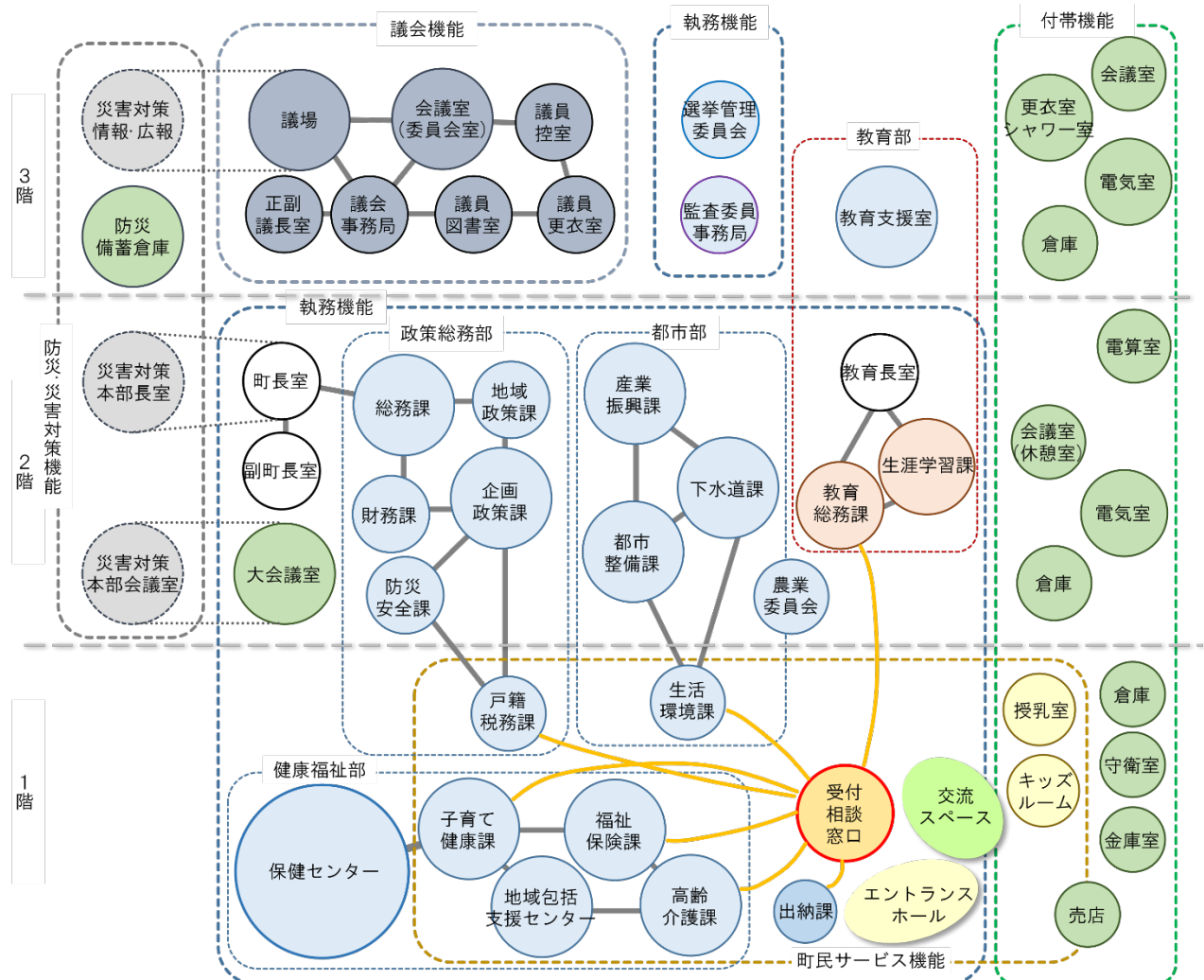
④ キッズスペース・授乳室

キッズスペース約 15 ㎡、授乳室は約 10 ㎡とします。



(4) 部門間の関係性とフロア構成

役場庁舎内の業務における部門間の関係性を下記に整理しました。部門間の業務における相関関係を踏まえ、フロア構成を検討します。



部門間の関係性を踏まえて、次のように各機能の配置の考え方を整理します。

① 町民サービス機能

- ・低層階に窓口業務を集中させて利便性の向上を図る。

② 行政機能

- ・セキュリティ面を考慮し、電算室や職員利用の多い諸室、機能は上階へ配置する。
- ・防災備蓄倉庫は上階へ配置する。

③ 議会機能

- ・上階に省スペース化を踏まえて配置する。

(5) フロア別面積の想定

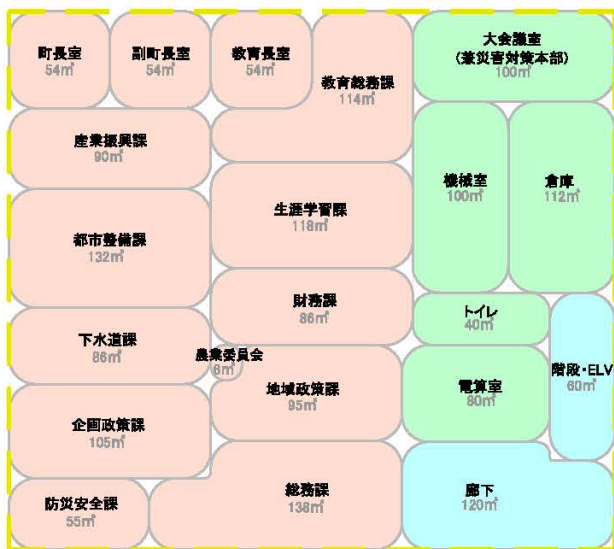
施設	階別	区分	室名	面積	
新庁舎	3F			1,200 m²	
		執務室	議会事務局 庶務課	32 m ²	
			選挙管理委員会	22 m ²	
			監査委員事務局	6 m ²	
		議会関係諸室	議場	185 m ²	
			会議室(委員会室)	80 m ²	
			議員図書室	25 m ²	
			議員控室	80 m ²	
			議員更衣室	20 m ²	
			議員用廊下・ロビー	100 m ²	
		付属諸室	教育支援室	100 m ²	
			電気室	65 m ²	
			会議室	80 m ²	
			休憩室	60 m ²	
			倉庫	10 m ²	
			トイレ	40 m ²	
			更衣室	80 m ²	
			シャワー室	10 m ²	
	給湯室		5 m ²		
	防災備蓄倉庫		80 m ²		
	交通部分		廊下	80 m ²	
	階段・ELV	60 m ²			
	2F			1,800 m²	
		執務室	町長室	54 m ²	
			副町長室	54 m ²	
			政策総務部	企画政策課	105 m ²
				地域政策課	95 m ²
				総務課	138 m ²
				財務課	86 m ²
				防災安全課	55 m ²
			都市部	産業振興課	90 m ²
				都市整備課	132 m ²
				下水道課	86 m ²
			教育長室	54 m ²	
		教育部	教育総務課	114 m ²	
			生涯学習課	118 m ²	
		農業委員会	6 m ²		
		付属諸室	大会議室(兼災害対策本部)	100 m ²	
			電算室	80 m ²	
			倉庫	112 m ²	
	トイレ		40 m ²		
	機械室		100 m ²		
	交通部分	廊下	120 m ²		
	階段・ELV	60 m ²			
	1F			1,800 m²	
		執務室	政策総務部 戸籍税務課	183 m ²	
			健康福祉部	福祉保険課	190 m ²
				高齢介護課	113 m ²
				地域包括支援センター	76 m ²
				子育て・健康課	207 m ²
			都市部	生活環境課	90 m ²
				会計 出納課	37 m ²
		付属諸室	キッズルーム	10 m ²	
			授乳室	10 m ²	
売店			20 m ²		
会議室			60 m ²		
相談室			30 m ²		
守衛室			15 m ²		
金庫室			20 m ²		
倉庫			30 m ²		
トイレ			40 m ²		
交通部分		エントランスホール	100 m ²		
		交流スペース	60 m ²		
		情報コーナー	30 m ²		
		廊下	120 m ²		
		階段・ELV	60 m ²		
		保健センター	相談室A	20 m ²	
相談室B			20 m ²		
保育室			40 m ²		
多目的室			120 m ²		
器具庫			10 m ²		
検査室	10 m ²				
リネン室	10 m ²				
調理室	65 m ²				
トイレ	5 m ²				
合計			4,800 m²		



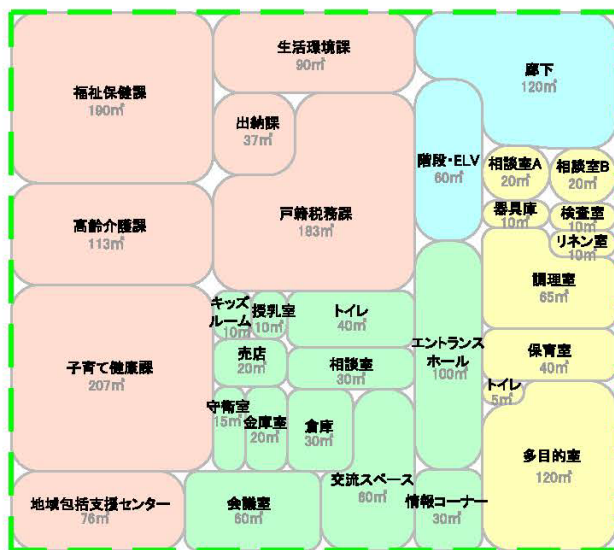
3階想定規模イメージ

凡例

- : 3F基本規模(1,200㎡)
- : 2F基本規模(1,800㎡)
- : 1F基本規模(1,800㎡)
- : 執務室
- : 付帯諸室
- : 交通部分
- : 議会関係諸室
- : 保健センター



2階想定規模イメージ



1階想定規模イメージ

4-4 新庁舎の配置計画

敷地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の町営第一駐車場に新庁舎を配置します。 ・既存調整池上部に人工地盤による駐車場を配置し、調整池の雨水貯留機能を確保します。 ・町営第一駐車場敷地と、道路を挟んだ調整池敷地を隔地として一体的に整備します。
配置図	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象敷地 庁舎 その他建築物 駐車場 緑化範囲 広場空間 建物出入口 車両出入口
敷地面積	5,276 m ² (町営第一駐車場 3,406 m ² + 調整池 1,870 m ²)
建築面積	1,800 m ² (34.1 % ≤ 60.0 %)
延べ面積	4,800 m ² (91.0 % ≤ 200.0 %)
緑地面積 ^{※1}	1,060 m ² (20.1 % ≥ 20.0 %)
駐車台数/必要台数	153台 / 164台 (駐車台数9台不足)
プランの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・町営第一駐車場の敷地形状が矩形で、まとまった広さを確保できるため、庁舎レイアウトの自由度が高く、支障物移転等が無い場合早期の工事着工も可能。 ・ラディアンと隣接しながらも一定の距離感があるため庁舎としての独立性が高い。

※1 緑地面積の半分については、建物緑化（屋上・壁面緑化等）による緑地面積として算出。

緑地面積については、駐車場緑化等も含めて引き続き検討していく。

5. 事業計画の考え方

5-1 概算事業費

(1) 新庁舎建設事業費の検討

建設事業費は、基本設計の段階で具体的に検討する施設のデザイン、内装・外装のほか、設備内容の仕様により大きく異なります。

二宮町役場庁舎整備手法調査報告書において、概算事業費の算定を行いました。本計画において、構造形式を免震構造とする計画としたことを考慮し、再度、床面積単価の設定を行い、概算事業費を算定します。

ここでは従来の公共事業方式で行う場合として、他自治体の建設事例により1㎡あたりの総事業費の平均単価を参考に算定します。

①他自治体の庁舎建設事例からの床面積単価設定

近年竣工した庁舎の事例の中から構造形式が免震構造である事例について、調査結果を下表にまとめます。

表 免震構造庁舎建設事例における床単価

No.	自治体名	構造	規模	敷地面積	延床面積	概算工事費 (千円)	床単価 (千円/㎡)	竣工年
1	小野市	S造	地上6階 地下0階	9,228 ㎡	11,000 ㎡	5,290,000	481	H.32予定
2	瑞穂町	RC造	地上5階 地下0階	4,607 ㎡	6,800 ㎡	3,440,000	506	H.32予定
3	開成町	RC造+S造	地上3階 地下0階	7,700 ㎡	3,900 ㎡	2,535,000	650	H.31予定
4	能代市	RC造	地上4階 地下0階	23,700 ㎡	7,000 ㎡	2,817,000	402	H.29
5	安曇野市	PC造	地上4階 地下0階	17,600 ㎡	16,400 ㎡	5,988,000	365	H.26
6	宇佐市	RC造	地上5階 地下0階	23,400 ㎡	12,300 ㎡	4,760,000	387	H.31予定
7	高砂市	S造	地上5階 地下0階	15,900 ㎡	13,400 ㎡	6,069,600	453	H.34予定
8	下野市	RC造	地上4階 地下0階	21,400 ㎡	11,200 ㎡	4,436,000	396	H.28
9	日向市	RC造	地上4階 地下0階	22,000 ㎡	8,196 ㎡	4,388,000	382	H.30
6施設平均値				16,171 ㎡	10,022 ㎡	4,413,733	447	

以上により、450 千円/㎡ を新庁舎建設の床面積単価に設定します。

②概算事業費の試算

新庁舎の想定規模である4,800㎡を基に現段階の建設に係る概算事業費を試算します。

なお、概算事業費については、資材価格や社会情勢により変動することが予想されることから、今後、基本設計、実施設計を進める中で、各段階において新庁舎の様々な仕様、詳細規模などの内容の精査を行い、可能な限り事業費の縮減を図っていきます。

表 概算事業費の試算

種別	概算事業費	備考
庁舎本体工事	2,160,000 千円	4,800 m ² ×450 千円/m ²
造成・外構工事	106,000 千円	5,300 m ² ×20 千円/m ²
調査費	94,200 千円	埋蔵文化財調査、地質調査
設計監理費	115,000 千円	国交省告示 15 号に基づく算定
解体工事	81,000 千円	「庁舎・設備等評価委託報告書」(H27)
移転費用	19,200 千円	事例より算定
什器・備品費	72,000 千円	事例より算定
概算事業費	2,647,400 千円	
課題	駐車場整備	

※上記概算事業費の他、その土地固有の整備費が増える場合があります。

5-2 事業スケジュール

現時点で考えられる最短での供用開始を想定した場合の新庁舎の事業スケジュールを以下に示します。

表 事業スケジュール例

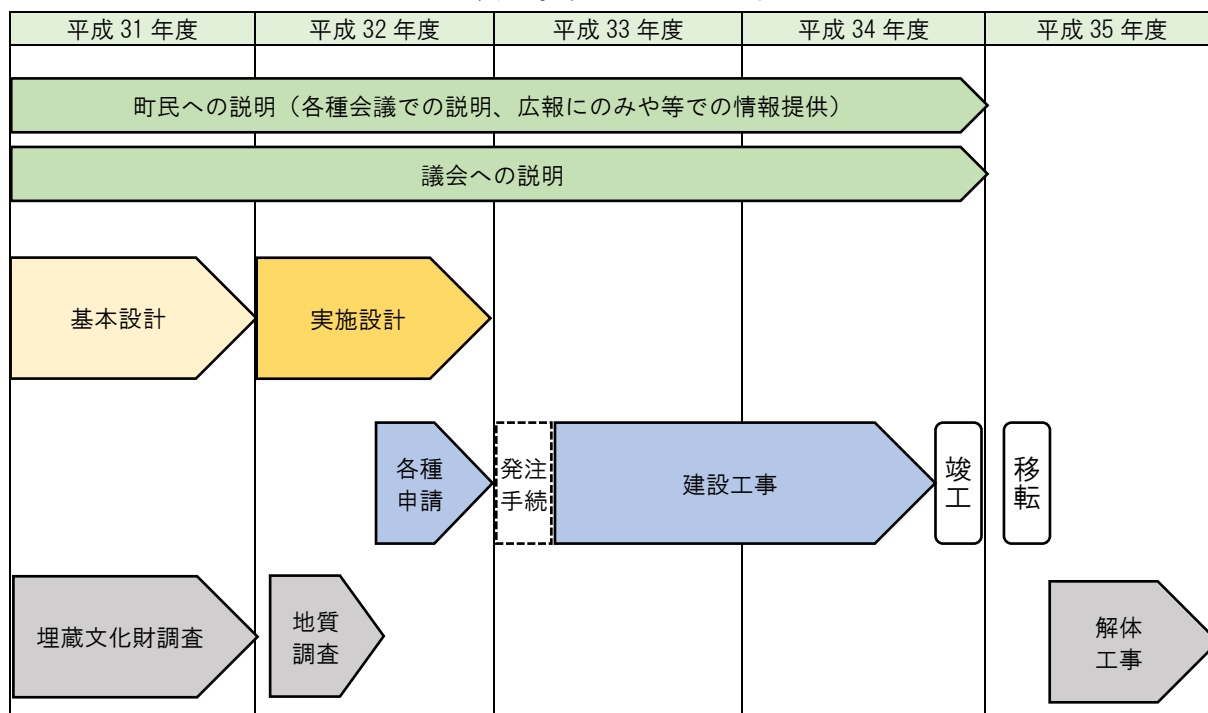


表 年度別概算事業費

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
【基本設計委託】 25,000 千円	【実施設計委託】 68,000 千円	【施工監理委託】 22,000 千円		【什器・備品費】 72,000 千円
【埋蔵文化財調査】 88,000 千円	【地質調査】 6,200 千円	【建設工事】 2,266,000 千円		【移転費用】 19,200 千円
				【解体工事】 81,000 千円

5-3 財源の検討

(1) 財源確保

新庁舎の整備には多額の事業費を要し、その財源の確保が緊急の課題となります。

庁舎建設費は、一般的に国や県の補助メニューがないことから、建替えについては、長期間にわたり基金の積立を行い、準備を進めておくべきですが、現状では庁舎に関する基金がないため、地方債による事業の実施となります。

平成 28 年の熊本地震の被害状況を踏まえ、庁舎機能を確保するため「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されており、昭和 56 年の新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の庁舎の建替えが対象となります。この制度は、起債充当率が 90%以内となりますが、平成 32 年度までの事業となっているため、今後の動向を注視しながら、財源の確保を検討していく必要があります。

厳しい財政状況を考慮し、本事業が町財政に与える影響を最小限に抑えながら計画的に事業を進めてまいります。

財源の内訳

	市町村役場機能緊急保全事業が 延長された場合	市町村役場機能緊急保全事業が 延長さなかった場合
地方債	2, 275, 000 千円	1, 860, 000 千円
一般財源	372, 400 千円	787, 400 千円
合計	2, 647, 400 千円	2, 647, 400 千円

(2) 各種補助金の活用

町の限られた財源を有効に活用するため、最新の助成制度情報を収集し、国等の交付金・補助金の積極的な活用を検討します。環境省では、再生可能エネルギー設備を導入する事業や業務用施設等における ZEB 化・省 CO2 促進事業等に要する経費に対して補助金を交付しています。

表 平成 30 年度 環境省再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業メニュー

事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①再生可能エネルギー設備導入事業（経産省連携事業）	再エネ発電設備 ^{※1} 、熱利用設備 ^{※2} の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・太陽光発電設備：1/3（上限あり） ・太陽光発電以外の設備：1/3、1/2、2/3（設備ごとに異なる）
②再生可能エネルギー設備導入事業化計画策定事業	再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限 1,000 万円）
③熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域に面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・政令指定都市以外の市町村（地方公共団体の組合を含む。特別区を除く）：2/3 ・上記以外の者：1/2
④蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	オフグリッド型の離島以外の地域において、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	1/2

※1）【再生可能エネルギー発電設備】太陽光（10 kW以上）、風力（10 kW以上）、バイオマス（依存率 60%以上）、水力（10 kW以上 1,000 kW以下）、地熱（温泉熱）、蓄電池

※2）【再生可能エネルギー熱利用設備】太陽熱（10 m²以上）、地熱（温泉熱）、地中熱、バイオマス（依存率 60%以上）、温度差（0.10GJ/h 以上）、雪氷熱、バイオマス燃料製造（依存率 60%以上）

表 平成 30 年度 業務用施設等における ZEB 化・省 CO2 促進事業メニュー

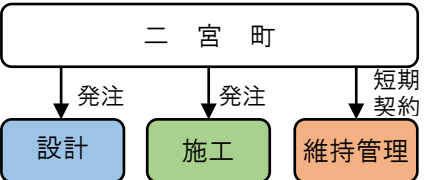
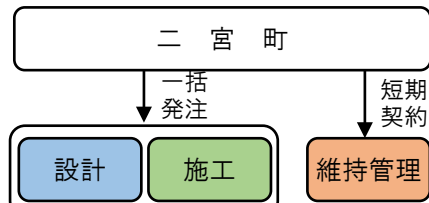
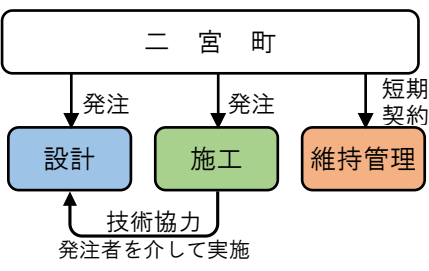
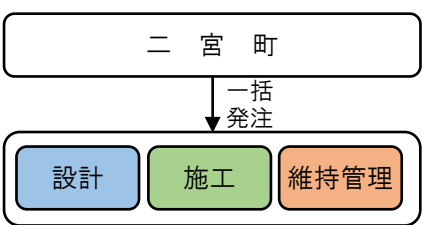
事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①テナントビルの省 CO2 促進事業（国土交通省連携事業）	オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省 CO2 化を図る事業を支援	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	・調査費：定額（上限 50 万円） ・設備導入費：1/2（上限 5,000 万円）
②ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）	地方公共団体所有施設及び中小規模の民間業務用ビル等に対し ZEB の実現に資する省エネ・省 CO2 性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。なお、CLT 等の新たな木質部材を用いる ZEB について優先採択枠を設ける	建築物を所有する法人、地方公共団体等	2/3（上限 3 億円/年、2,000 m ² 以上の大規模地方公共団体施設は 5 億円/年）
③既存建築物等の省 CO2 改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携事業）	既存の民間建築物等及び地方公共団体所有施設に対し、省 CO2 性の高い設備機器等の導入を支援（地方公共団体においては、リース手法を用いた施設の一括省 CO2 改修（バルクリース）によるものに限る）	地方公共団体等	・調査費：定額（上限 2,000 万円） ・設備導入費：1/3（上限 8,000 万円）

5-4 事業手法の検討

本事業において採用する事業手法により、公募・選定手続が異なるため、事業スケジュールに差異が生じます。想定される事業方式を従来方式と比較する形で下表に示します。

二宮町役場庁舎においては耐震化が未実施であり、地震等の発災時に業務継続に支障が生じる恐れがあることから、庁舎の建替えを緊急に実施する必要があります。スピード感を持って新庁舎建設を進めるため、事業方式として公設直営方式を採用します。

表 発注回数・公募手続等の観点からの比較

事業方式	発注回数	手続の複雑さ	供用開始時期
●従来方式 公設直営 	設計(基本設計、実施設計)、建設工事、管理委託等の業務を別々に発注する必要があり、発注回数が多い。 △	各発注手続きは従来型の公共発注手続であり、簡易である。(ただし仕様発注) ◎	平成 35 年度の供用開始 ◎
●リース・DB方式 設計施工一体方式 	設計(基本設計、実施設計)・監理運営を一体で公募し、建設工事は別途発注するため、従来方式と比較して発注回数が少ない ○	設計・運営の発注は、PFI 法に準じた性能発注に基づく発注手続きとなり、選定手続もやや複雑。建設工事は従来型の入札となる。 ○	平成 35 年度半ばの供用開始 ○
●ECI方式 設計段階から施工者が関与する方式 	分離発注方式であり従来方式と同様である。設計段階から施工候補者を選定し、技術提案等を実施。 △	施工の数量・仕様を確定した上で工事契約を行うため各発注手続きは従来型の公共発注手続と同様。設計者と施工者の提案が相反する場合、町が内容の調整と採否を行う。 ○	平成 35 年度の供用開始 ◎
●PFI方式 	設計(基本設計、実施設計、解体設計)・建設・運営を一体で発注するため、発注回数は 1 回のみとなる。 ◎	PFI 法に基づく発注手続が必要となり、手続は煩雑である。 △	平成 36 年度の供用開始 △

参考資料

【各ワーキング検討内容記録】

参考資料. 各ワーキング検討内容記録

二宮町役場新庁舎建設基本構想・基本計画の策定に当たっては、庁内検討組織である二宮町新庁舎建設庁内検討委員会に、庁舎に必要な機能ごとに関係課から構成される作業部会ワーキングを設置し検討を進めました。ワーキングの検討内容を次頁以降に示します。

表 ワーキングを構成する関係課

ワーキング名	関係課
防災機能ワーキング	●防災安全課 財務課 都市整備課 消防課・消防署 企画政策課
町民機能ワーキング	●戸籍税務課 地域政策課 総務課 高齢介護課 福祉保険課 生涯学習課 選管・監査 企画政策課
執務機能ワーキング	●財務課 総務課 子育て・健康課 産業振興課 教育総務課 生涯学習課 企画政策課
環境整備ワーキング	●生活環境課 下水道課 出納課 企画政策課
議会機能ワーキング	●議会事務局 企画政策課

※●印がついた部署がワーキンググループリーダー

防災機能ワーキング検討内容

新庁舎は、高度な耐震性能、防火性能に加え、自立性、指令中枢機能を備えた防災、災害時の拠点として、町民の安全、安心を守る役割を十分に果たせる庁舎を目指すとしている。

そのため、本ワーキングでは、防災機能に係る項目について、新庁舎に取り入れるべき機能の具体的な検討を行う。

【検討結果】

項 目	内 容	結果	
1)防災機能	①災害対策本部	災害対策本部には、二宮町地域防災計画の中で必要とされる設備、機器類等を整備する。	◎
		災害対策本部室は、平常時は会議室として使用でき、本部機能に必要な設備は、災害時迅速に設置できるようにその部屋へ保管する。	◎
		災害対策本部と現場作業に従事する職員、消防等がリアルタイムで情報収集ができる配線設備等の整備を計画する。	◎
		災害対策本部室と防災関係課は 2 階以上に近接して配置する。	◎
		県防災行政通信網については、移設又は新設による設置を前提に費用等を比較検討する。	◎
		災害対策本部用と業務継続（BCP）機能用の自家発電機能は別々に確保する（※1）。	△
	②災害対応	72 時間継続使用可能な大型自家発電設備の設置を計画する。（※2）	◎
		太陽光パネルに接続可能な発電機能の導入を検討する。	○
		高架水槽、受水槽は現庁舎と同様に確保する。	○
		ボランティアの受入れ、行政間の広域支援に対応するスペースを確保する。	△

		災害対応時の職員用に寝袋、食料の備蓄、シャワー室や洗濯機の整備を計画する。	◎
		断水時にも利用可能なマンホールトイレの整備を計画する。	○
		備蓄用倉庫の庁舎敷地内設置を検討する。	○
	③地震被害対策	新庁舎の構造は免震構造を基本とする。	◎
		新庁舎の耐震性については、構造耐震指標（Is 値）0.9 以上となるよう計画する。	◎
	④風水害等被害対策	ハザードマップ（洪水浸水被害、土砂災害）を考慮し、新庁舎建設を計画する。	◎
		迅速な災害対応のため、風水害時の庁用車の退避場所についても検討する。	◎

「結果」欄の凡例： ◎ … 優先度 高

○ … 優先度 中

△ … 優先度 低

※1 リスクを低減するためには別々に確保することが望ましいが、配電先を制御できるような設備であれば別々にする必要はない。

※2 継続使用可能時間について、72 時間分確保するのか 48 時間分確保するのかは検証が必要である。

町民機能ワーキング検討内容

二宮町では、新庁舎建設にあたり「町民が親しみ、利用しやすい開かれた庁舎」、「高度情報化社会へ対応した機能性の高い庁舎」を目指すこととしている。

そのため、本ワーキングでは、町民機能に係る項目について、新庁舎に取り入れるべき機能の具体的な検討を行う。

【検討結果】

項 目	内 容	結果	
1)町民サービス機能	①協働・交流機能	イベントの開催や物産展示等の場として多目的に活用ができるスペースを計画する。	△
		待ち合わせや休息の場として利用できるスペースを計画する。	△
		町民が利用すると想定されるスペースは、休庁日や夜間にも利用できるスペースとして計画する。	△
		コンビニや売店、ともしびショップ等の設置を計画する。	○
		A T Mの設置を計画する。	○
		庁舎外の適切な場所に来庁者用喫煙所の設置を計画する。	◎
	②情報提供機能	町政情報等を広く提供できる掲示板を計画する。	◎
		即時対応可能、資源削減のため電子掲示板の懸垂幕の設置を計画する。	○
		配架スペースの充実を図り、期日前投票等にも利用できるなど多目的に利用できるスペースを計画する。	◎
		ポスターの掲示はモニター化やスクロール式を検討する。	△
2)窓口機能	①ワンストップサービス	町民利用の多い窓口は低階層に集約して配置する。	◎
		関連が深い業務分野ごとに窓口を集約し、町民がたくさんの窓口を移動する必要がないような配置を計画する。	◎

		証明発行業務を集約したワンストップサービスや民間委託も含めて検討する。	○
		窓口受付番号発券機の導入を計画する。	◎
	②町民相談	相談内容に応じた個室や個別ブースの設置を計画するとともに、選挙期間中は不在者投票ができるなど多目的利用も検討する。	◎
		プライバシーに配慮し、窓口カウンターに間仕切りを設置する。	◎
		相談内容や状況に応じて配慮が必要な相談者用に待合室の設置を計画する。	◎
		業務によってハイカウンター、ローカウンターを使い分けることで、窓口特性や来庁者に配慮する。	◎
	③案内機能	総合案内受付の配置を計画する。	○
		会議やイベント情報等を提供する電子掲示板の設置を検討する。	△
	3)ユニバーサルデザイン	①誰もが安全に利用できる庁舎	動線上の段差解消や手すりの設置、誘導表示を計画する。
多目的トイレを設置する。			◎
通路や階段の有効幅を適切に確保する。			◎
オムツ替えも可能な授乳室の設置を計画する。			◎
子ども連れの来庁者が多く利用する窓口等の近くに、キッズスペースを計画する。			○
火災等の災害時、視覚障害や聴覚障害のある来庁者にも配慮した警報装置等の設置を計画する。			◎
容易に持ち運びが可能なヒアリンググループシステム(※)の設置を計画する。			◎

	②分かりやすいサイン	高齢者や障がい者、日本語に不慣れな来庁者等にも配慮した分かりやすいサイン表示を計画する。	◎
4)高度情報化社会への対応	①セキュリティ対策	必要に応じて防犯カメラの設置を検討する。	◎
		個人情報を取り扱う部署や電算室等高いセキュリティが求められる諸室の入退室管理のため、身分証明書のICカード化等の導入を検討する。	○

「結果」欄の凡例：◎…優先度 高

○…優先度 中

△…優先度 低

※ヒアリングループシステムとは…音声をマイクから補聴器に直接伝えることができるようになる機器。

執務機能ワーキング検討内容

二宮町では、新庁舎建設にあたり「行政サービスの向上を目指した多機能な庁舎」を目指すこととしている。

そのため、本ワーキングでは、執務機能に係る項目について、新庁舎に取り入れるべき機能の具体的な検討を行う。

【検討結果】

項 目	内 容	結果	
1)職場環境	①執務スペース	時代の変化や機能の変化にフレキシブルに対応できるオープンプローを基本とし、同一規格の什器類の導入も検討する。	◎
		執務スペース内のユニバーサルデザインにも配慮する。	◎
		エリアごとに温度調節が可能となるような空調設備を導入する。	◎
		自然採光等も利用し、適切な照度を確保する。	◎
	②動線計画	プライバシー保護やセキュリティへの配慮とともに、職員専用動線は業務の効率化、来庁者の動線に配慮する。	○
		来庁者との動線分離を計画する。	△
		職員専用の階段を設置する。	△
	③OA スペース	各フロアにコピー機等を集約できる作業性に優れたスペースを計画する。	◎
		職員数等に応じてプリンタやFAX等の配置を計画する。	◎
	④打合せスペース	必要に応じて職員が容易に使用できる打合せスペースを設置する。	◎
	⑤ロッカー・休憩室	職員（非常勤含む）向けのロッカー室を設置し、その中に休憩できるスペースの設置を計画する。	○
		体調を崩した来庁者、職員が休養できる保健室、厚生室等の設置を計画する。	△

		各フロアに1ヶ所ずつ給湯室の設置を検討する。	○
⑥書庫・倉庫		業務ごとの必要に応じた書庫・倉庫スペースを計画し、保管方法についても検討する。	◎
		特定個人情報などの管理方法に配慮すべき書類の保管について、施錠可能なスペースを設置する。	◎
		分散している書庫機能を集約するために、公文書保管庫（棟）を別棟で設置することを検討する。	△
⑦会議室		災害時、災害対策本部室として利用可能な会議室の設置を計画する。	◎
		各フロアに使用用途や人数に応じた規模の会議室を設置し、可動間仕切りによりフレキシブルに活用可能な仕様とする。	◎
		会議室は職員の昼食時に利用可能な休憩室としての活用も検討する。	○
⑧特別職関連諸室		町長室、副町長室に近接して来賓室と応接室を設置し、来客動線やセキュリティにも配慮した配置計画とする。また、応接室は政策会議等にも使用できる機能的なものとする。	○
		非常時の災害対策本部設置に備え、町長室は防災関係課と同じフロアに配置する。	○
⑨電算室		システムやネットワーク環境の変化にも柔軟に対応できるスペースを確保したサーバー室を設置する。	◎
		サーバー室専用の個別空調設備を設置する。	◎
		サーバー室はセキュリティや管理面を考慮し電算室内に配置する。	◎
		非常時等に必要な電源が供給できる設備や配線、自家発電等を確保する。	◎

	⑩エレベーター	荷物の運搬も考慮したサイズ、配置のエレベーターを設置する。	◎
2)行政機能の集約化	①教育委員会事務所	教育委員会事務所を新庁舎に配置することを検討する。	◎
		教育支援室の設置については、その性質上、一般来庁者との動線分離や配置に配慮する。	○
	②保健センター	保健センターの機能を新庁舎に配置することを検討する。	◎
		庁舎機能と保健センター機能スペースを区分けし、来庁者の動線や遮音に配慮する。	◎
	③生涯学習課	生涯学習課を新庁舎に配置することを検討する。	◎
④ラディアンの活用	分散している行政機能を集約した結果、新庁舎のスペースで不足が生じた際には、ラディアンを有効活用することも検討する。	◎	

「結果」欄の凡例： ◎ … 優先度 高

○ … 優先度 中

△ … 優先度 低

環境整備ワーキング検討内容

二宮町では、新庁舎建設にあたり「環境に配慮した経済性に優れた庁舎」を目指すこととしている。

そのため、本ワーキングでは、環境整備に係る項目について、新庁舎に取り入れるべき機能の具体的な検討を行う。

【検討結果】

項 目	内 容	結果	
1)自然エネルギーの利用	①太陽光発電	自然エネルギーの有効活用を目的に屋上に太陽光パネルを設置する。屋上への設置で不足がある場合には、駐車場の屋根部分としての設置も検討する。	◎
	②自然採光・自然通風	トップライトを設置するなど自然光を取り入れ、照明電力の抑制を図る。	○
		自然通風を利用し、室内空調負荷の低減を図る。	○
	③雨水利用	雨水を貯留し、トイレ洗浄水や雑用水として利用する。	◎
2)環境負荷の低減	①断熱性素材	屋根や壁、開口部に断熱性の高い素材を採用し、建物としての基本的性能を高める。	◎
	②エコマテリアル	県産木材等の自然素材、リサイクル材料の利用を促進し、環境負荷の低減を図る。	◎
	③建物緑化	屋上、壁面緑化をすることにより、周辺環境へ配慮するとともに熱負荷の軽減を図る。	△
3)省エネルギー設備	①高効率設備	LED照明を採用する。	◎
		インバータ制御、センサー付きの高効率空調を採用する。	◎
		消費電力の無駄を削減するため、高効率変圧器を採用する。	◎
		ヒートポンプ（又は地熱ヒートポンプ）の導入を検討する。	○

	②照明制御・空調制御	個別・集中制御を可能とし、消費エネルギーを抑制する。	◎
		冷暖房の漏洩を抑え、空調効率を高めるため、出入口にエアカーテンの導入を計画する。	◎
	③人感センサー	照明やトイレの水洗、洗面等は人感センサーによる制御システムの導入を検討する。	◎
	④入口目隠し壁	トイレの入口は目隠し壁を計画し、自動ドアを無くすことで施設構造による節電を図る。	◎
	⑤節水型便器	節水型便器の設置を計画する。	◎
4)環境啓発機能	①エネルギー計測装置	太陽光パネルによる発電状況等を表示する掲示板等の設置を計画する。	◎

「結果」欄の凡例： ◎ … 優先度 高

○ … 優先度 中

△ … 優先度 低

議会機能ワーキング検討内容

二宮町では、新庁舎建設にあたり「開かれた議会」を目指すこととしている。

そのため、本ワーキングでは、議会機能に係る項目について、新庁舎に取り入れるべき機能の具体的な検討を行う。

【検討結果】

項 目	内 容	結果	
1)議会機能	開かれた議会を目指すとともに、効率的な議会活動が行われる議場として計画するため、現在の議場の課題を踏まえ以下の点を考慮した計画とする ・規模の最適化 ・汎用性 ・可視化 ・労力・経費の節減	◎	
2)議場	①形状・規模	議員定数に見合う	◎
	②議場	一般利用（貸出）に供する	△
		議場であると同時に委員会室としての機能も兼ねる仕様とする	◎
		議長席の位置・高さ	◎
		机と椅子の形状・可動化を計画する	◎
	I C T対応の配線・モニター（スクリーン）の配置を計画する	◎	
3)委員会室	①会議室	議場を委員会室としても利用する場合、他に会議室を計画する	◎
	②その他	I C T対応の配線・モニター（スクリーン）の配置を計画する	◎
4)控室・その他	①議員控室	会議・打合せ・飲食のいずれにも対応可能な机と椅子を計画する	◎
		一部を区切り、打合せスペースを設ける	◎
		I C T対応の配線・モニター（スクリーン）の配置を計画する	◎
	②議会事務局	事務局の位置・可視化を計画する	◎

「結果」欄の凡例：◎ … 優先度 高

○ … 優先度 中

△ … 優先度 低

